

琵琶湖森林づくり基本計画（第 2 期）
（改定）

令和 年（ 年） 月 改定

令和 5 年（2023 年）11 月 改定

令和 3 年（2021 年）3 月 策定

滋 賀 県

目次

第1	はじめに	22
第2	森林・林業を取り巻く現状と課題.....	44
1	全国の動き	44
2	本県の現状と課題	99
第3	琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）および第2期計画前半の取組総括.....	1919
1	基本指標に基づく評価	1919
2	戦略プロジェクトに基づく評価	2222
3	第2期計画前半の重点プロジェクトに基づく評価.....	2424
第4	基本計画が目指す森林づくりの方向.....	2525
1	基本方向	2525
2	基本方針	2525
3	方針に基づく施策の考え方	2727
第5	施策の体系	4545
第6	基本施策	4646
1	多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり.....	4646
2	多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり.....	5050
3	森林資源の循環利用による林業の成長産業化.....	5252
4	豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進.....	5757
第7	重点プロジェクト	6060
1	花粉の少ない再造林促進プロジェクト.....	6060
2	災害に強い森林づくりプロジェクト	6161
3	「やまの健康」推進プロジェクト	6262
4	建築物木造化プロジェクト	6262
5	木育活動促進プロジェクト	6463
6	林業人材育成プロジェクト	6665
第8	指標と主なSDGsターゲットとの関連.....	6767
1	基本施策	6767
2	重点プロジェクト	6969
第9	推進体制	7070
	《参考資料》	7272

第1 はじめに

1 策定の趣旨

本県の森林は、琵琶湖の水源涵養^{かん}をはじめ、県土の保全、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産といった多面的な機能の発揮を通じて、県民の生活に様々な恩恵をもたらしています。

豊かな水をたたえる琵琶湖から、県民をはじめその下流域の人々も多く恩恵を受けてきており、その琵琶湖の水を育んでいるのは、周りを囲む山々の森林です。滋賀の森林は、森、川、里、湖のつながりにおいて一体となった生態系、自然界の循環等に育まれた琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産です。

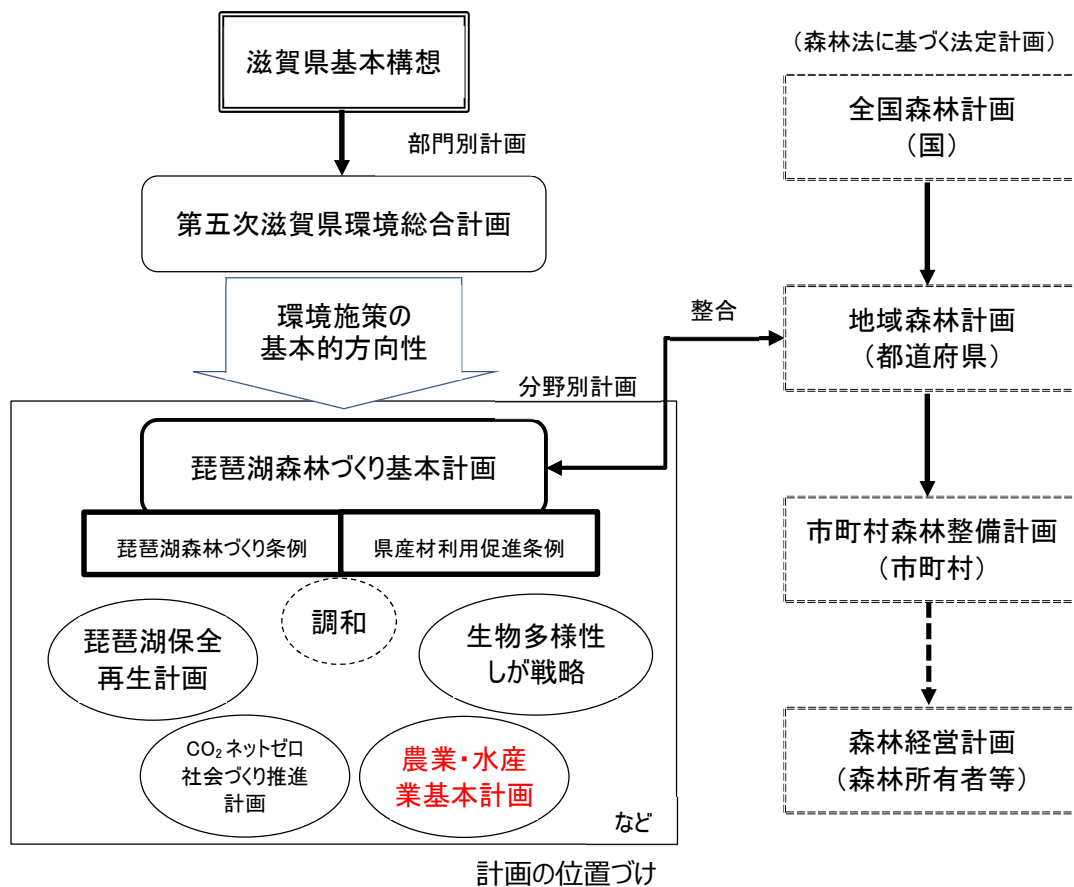
これまで、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さや自然に対する畏れの気持ちを再認識し、持続可能な社会の構築に寄与する森林の多面的機能を見つめ直す必要があります。また、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことが求められています。

平成17年度（2005年度）から令和2年度（2020年度）までを期間とする第1期計画では、こうした森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、総合的かつ計画的な施策の推進に取り組んできました。

令和3年度（2021年度）から始まる第2期計画では、第1期計画の成果とその評価、残された課題や新たに対応すべき課題を踏まえ、今後10年間の森林・林業に関する具体的な施策の方向を示すこととします。

2 計画の位置づけ

- ・琵琶湖森林づくり条例第9条に基づく計画として位置付けられています。
- ・滋賀県県産材の利用の促進に関する条例（以下「県産材利用促進条例」という。）第10条に基づく計画としても位置付けられています。
- ・滋賀県基本構想（平成31年3月策定）や第五次滋賀県環境総合計画（平成31年3月策定）を上位計画とする分野別計画として位置づけ、森林・林業にかかる総合的な推進を図る計画とし、他の分野別計画と調和させることとします。
- ・森林法に基づく地域森林計画との整合を図ります。
- ・琵琶湖保全再生法に基づく琵琶湖保全再生計画とも調和を図ります。



3 計画期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）の10年間としますが、本県の森林・林業を取り巻く社会・経済情勢の変化などを考慮し、計画開始から5年目を目途に見直しを行うこととします。

第2 森林・林業を取り巻く現状と課題

1 全国の動き

(1) 自然災害の頻発

近年、全国的に自然災害が多発しています。平成30年(2018年)には、7月の豪雨災害や北海道の地震災害など全国各地で山地災害が発生しました。令和元年(2019年)においても、9月の「令和元年房総半島台風(台風第15号)」、10月の「令和元年東日本台風(台風第19号)」等により、広い範囲で記録的な強風や大雨に見舞われるなど、全国の多くの地域で山地災害、風倒木被害が発生しています。令和2年(2020年)の7月豪雨でも各地で被害が発生しており、また、令和6年(2024年)1月の能登半島地震とそれに続く9月豪雨でも、多くの被害が発生しました。治山事業や森林整備事業等による被害箇所の早期復旧や、事前防災・減災に向けた「国土強靱化」の取組が必要となっています。

(2) 森林・林業・木材産業のSDGsへの貢献

平成27年(2015年)に国連サミットにおいて採択されたSDGs(持続可能な開発目標)は、持続可能な世界を実現するための17の目標、169のターゲットから構成されています。森林のもつ多面的機能は、SDGsの目標15(陸の豊かさを守ろう)を始め、水源涵養は目標6「安全な水とトイレを世界中に」に関連するなど、様々な目標の達成に貢献しています。

政府が推進する具体的な取組の方向性を示す「SDGsアクションプラン2020」では、森林・林業・木材産業に関するものとして、林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮のための取組、スマート林業構築推進、新たな森林空間の利用、新規就業者の育成、国土強靱化への対応、気候変動対策など、様々な対応を行うこととしています。



SDGs ロゴマーク

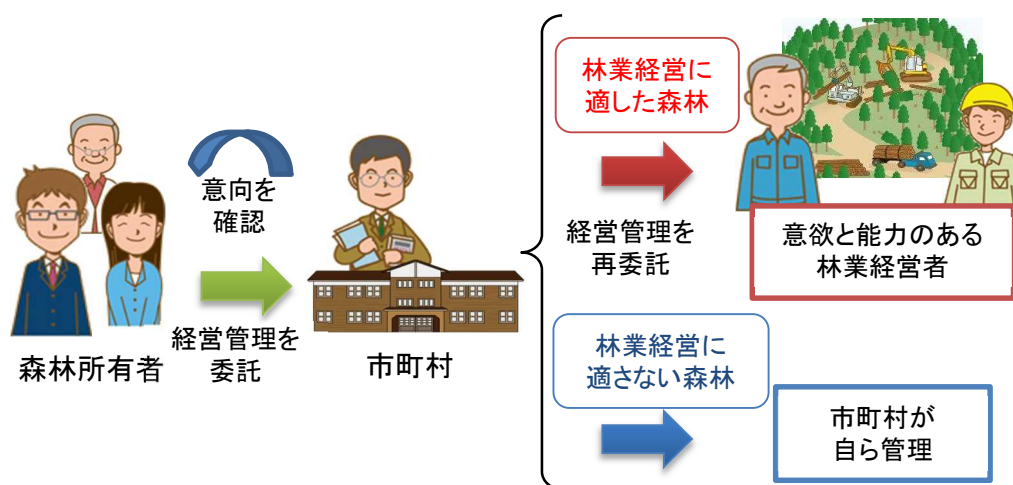
(3) 森林吸収源対策としての役割の高まり

令和2年(2020年)以降の「パリ協定」の下でも、「京都議定書」の下で使用してきた、間伐等の適切な森林経営が行われている森林による二酸化炭素の吸収量を削減量に含める方法を用いて、温室効果ガスの排出・吸収量を計上することが認められ、引き続き地球温暖化対策として、森林吸収源対策が重要な役割を果たすこととなっています。

また、令和5年（2023年）7月に「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」が閣議決定され、脱炭素と経済成長の同時実現に資する吸収源の機能強化、森林由来の素材を活かしたイノベーションの推進に向けた投資を促進していくこととしています。

（４）森林経営管理法の施行

平成31年（2019年）4月に森林経営管理法が施行され、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が適切に行われていない森林について、その経営管理を意欲と能力のある林業経営者に委ねる「森林経営管理制度」が規定されました。この制度は、これまでの森林経営計画制度等と異なり、市町村が主体となって適切な経営管理を図るというスキームとなっています。



森林経営管理制度の概要（林野庁提供資料）

（５）森林環境税・森林環境譲与税の創設

森林経営管理法を踏まえ、市町村および都道府県が実施する森林整備等に必要財源として、森林環境税および森林環境譲与税が創設され、森林環境譲与税は森林経営管理制度の開始に合わせて、令和元年度（2019年度）から譲与が始まりました。また、令和6年（2024年）からは、森林環境税の徴収が始まりました。この税をきっかけに森林整備の進展だけでなく、都市部が山村地域の木材の利用等を通じて、都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や山村の振興等につながることが期待されます。

（６）新たな森林・林業基本計画の制定

令和3年（2021年）6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、森林の適正管理やイノベーションにより伐採から再生林・保育に至る収支をプラス転換する「新しい林業」に取り組み、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現する「グリーン成長」を実現することとしています。

（７）ICTを活用した新たな森林管理手法やスマート林業へのニーズの高まり

林業は、その厳しい労働条件や、林業が営まれる山村地域での過疎化や高齢化の進行などから、労

働力を確保し、森林を育てていくことが難しい現状があります。国では、令和元年（2019 年）6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」に基づき、林業・木材産業の成長産業化に向け、高精度な資源情報を活用した森林管理、ICT による木材の生産管理等によるスマート林業などの「林業イノベーション」を推進することとし、林業収益性の向上や安全で効率的な自動化機械による作業などにより魅力ある産業にすることを目指しています。

（８）再造林の低コスト化への取組

全国的に人工林の多くが本格的な利用期を迎え、伐採の増加が見込まれる中、適切な再造林の実施、造林の低コスト化および苗木の安定供給が重要になっています。再造林の経費を圧縮する手法として、集材に使用する林業機械を用いるなどして、伐採と並行または連続して地拵えや植栽を行う「伐採と造林の一貫作業システム」が導入されつつあります。

（９）非住宅等への木材利用の増加

全国的に、戦後造成した森林資源が本格的な利用期を迎える中、林業の成長産業化を実現していくため、川中、川下の施策を充実させていくことが必要となっています。これまで国産材が使われてこなかった住宅部材での利用拡大、また、都市における木質耐火部材の開発、非住宅分野を中心としたCLTの利用と普及等が取り組まれています。

また、脱炭素社会の実現への貢献が求められる中、これまで公共建築物を対象として木材利用の促進を図ってきた、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」について、より一層の木材利用の促進を図るため、民間建築物を含めた建築物一般に対象を拡げることとし、令和3年（2021 年）10 月に法律名が、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改められました。

（１０）新型コロナウイルスの感染拡大

令和2年（2020 年）以降、新型コロナウイルス感染症は世界中に蔓延し、その影響は経済、社会など各方面に及びました。

森林・林業分野では、輸出の停滞や住宅着工数の減少等による製材・合板工場等の生産縮小、原木の入荷制限が行われたことにより、木材価格の低下や生産調整が行われるなど、川上にも大きな影響が及びました。このため、林業・木材産業関連事業者の業務継続および影響緩和に向けた様々な対策が行われました。

一方で、ウィズコロナの時期には、人と人との接触を避けた「新たな生活様式」等の取り組みが広がり、森林は「3密」を回避する場所としてだけでなく、レクリエーションや健康維持の場として、またテレワークなどの働く場としてニーズが高まりました。

令和5年（2023 年）5月8日には、新型コロナウイルスの感染法上の位置付けが「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行しました。人々の生活は日常を取り戻しつつありますが、世界の木材需給は引き続き不透明な状況であることから、森林・林業分野にあってもその動向を見ながらの対応が求められます。

（１１）ウッドショックの影響

令和２年（２０２０年）に始まった新型コロナウイルス感染症の影響により、令和３年（２０２１年）には世界の木材市場が混乱しました。製材工場の稼働率低下や米国における需要の高まり、海上輸送の混乱により、日本の製材輸入量は前年を下回り、製材の輸入平均単価は大幅に上昇しました。日本の住宅需要が回復する中、輸入材の代替として国産材の需要が高まり、国産材の製品価格が上昇し原木価格も上昇しました。国産材の需要の高まりに対し、国内の製材工場は稼働率を上げて対応したものの、乾燥施設の処理能力や労働力等がボトルネックとなり、短期的な需要の増加に十分に対応できない状況が発生しました。その後、国産材の供給力を強化するため、乾燥施設整備による木材製品の供給力強化や原木の安定供給に向けた間伐・路網整備の更なる推進等が行われました。

現在、原木価格は下落傾向にあり、ウッドショック以前の水準に戻りつつあります。

（１２）ロシアのウクライナ侵攻世界情勢による木材価格への影響

令和４年（２０２２年）２月に起きたロシアによるウクライナ侵攻により、欧州材、ロシア材の供給不足が予想され、ウッドショックの再来が懸念されました。政府によるロシアからの木材の輸入禁止措置が行われましたが、結果として、供給不足は起こりませんでした。しかし、仕入れ価格の上昇や円安による輸入コストやエネルギーコストが上昇し、製品価格は高止まりしました。現在、製品価格は下落傾向にありますが、ウッドショック以前と比べ高い水準で推移しています。

世界情勢不安が続く中、国産材の安定供給に期待が高まっています。

（１３）生物多様性の保全

生物多様性条約 COP15 における新たな世界目標の合意を受けて、令和５年（２０２３年）３月に策定された新たな生物多様性国家戦略では、2030 年ミッションとして、ネイチャーポジティブ^１（自然再興）の実現が掲げられ、30by30 目標^２の達成等を通じた生態系の健全性の回復や、自然を活用した解決策等を通じた気候変動の影響の最小化などについても取り組んでいく必要があるとされています。

また、令和６年（２０２４年）３月には森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針が策定され、生物多様性を高めるための森林管理のあり方が明確化されました。

（１４）花粉発生源対策の加速化

令和５年（２０２３年）１０月に花粉症対策初期集中対応パッケージが策定され、１０年後の令和１５年（２０３３年）には花粉発生源となるスギ人工林を約２割減少させることが目標として掲げられました。その実現のため、発生源対策として、スギ人工林の伐採・植え替えの加速化、スギ材需要の拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上および労働力の確保を進めていくこととされました。

（１５）次期琵琶湖保全再生計画の策定、世界湖沼の日の制定

国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全および再生を図るため、平成２７年（２０１５年）９月２８日に琵琶湖の保全及び再生に関する法律（以下「琵琶湖保全再生法」という。）が公布、施

^１ 生物多様性の損失を止め、反転させること（自然再興）。

^２ 2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として保全しようとする目標。

行されました。この法律に基づき、琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）が令和3年度（2021年度）から5年間の計画として策定されており、「水源のかん養に関する事項」などは、本計画とも密接に関わっています。

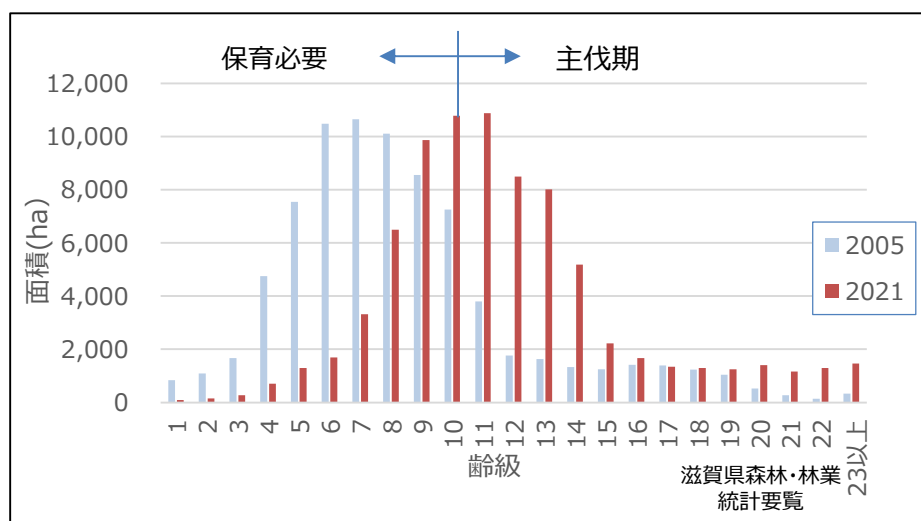
令和8年（2026年）には第3期計画の策定が予定されており、本計画の改定とも歩調を合わせて取り組んでいくことが求められます。

また、インドネシアが提案し、日本も賛同する「世界湖沼の日」（World Lake Day）に関する国連決議が、令和6年（2024年）12月13日に国連総会で採択され、滋賀県大津市で第1回世界湖沼会議が開会された昭和59年（1984年）8月27日にちなみ、8月27日が「世界湖沼の日」に制定されました。このことをきっかけとして、琵琶湖の水源である滋賀の森林についても、森林の整備および保全についてより一層推進していくことが求められます。

2 本県の現状と課題

(1) 利用期を迎え充実する一方、伐採が進まずみつがあるものの高齡化が進む利用が滞る人工林資源

本県の人工林資源は、その多くが利用期を迎え蓄積が充実する一方、長期に渡る林業生産活動の低迷等により、伐採・再造林が低調で推移した結果、若齡林が非常に少なく、高齡化が進行する十分な素材生産量を確保できていない状態となっています。このため持続的な資源確保が困難となっており植栽や幼齡木の保育に関する技術の継承が困難となっており、また手入れが十分にされ主伐期以後であっても林木の樹高成長に伴って適切な抜き伐りを繰り返さなければ災害リスクが増大し、多面的機能が損なわれる恐れもあります。林業経営に適した森林において「伐って、使って、植えて、育てる」というサイクルを回すとともに、通じて、森林の適正な整備・保全を続け、木材の再生産量の確保と多面的機能の持続的発揮につなげる必要があります。



本県の民有林人工林齡級別面積

※ 第1期計画策定時の平成17年度（2005年度）は、人工林の多くが除間伐等の保育を必要とする「若い林分」でしたが、令和36年度（20244年度）には、約 706%の森林資源が利用期を迎え、充実しつつある状況です。

(2) 頻発する台風や集中豪雨などの気象災害による土砂災害や風倒木等被害の増加

近年、台風や集中豪雨などの気象災害により、本県でも従来にはみられなかった大規模な風倒木被害や、風倒木が道路や電線などのライフラインを寸断するなどの、県民生活に影響を及ぼす被害が発生しています。また、長浜市を流れる高時川において、降雨の後、長期間にわたり水の濁りが解消されないなどの問題が生じています。さらに、伊吹山においては令和5年(2023年)7月の降雨により登山道が通行止めになり、翌令和6年(2024年)7月には下流集落への土砂流入が発生しました。気象環境の変化等を踏まえ、災害リスクの軽減につながる森林整備等を行う必要が生じています。



風倒木被害（H30）



伊吹山における土砂流出（R6）

こうした中、被害を未然に防ぐために、道路等のライフライン沿いの森林において予防的に危険木を伐採する取組が始まっています。



道路沿いの予防伐採を行った現場

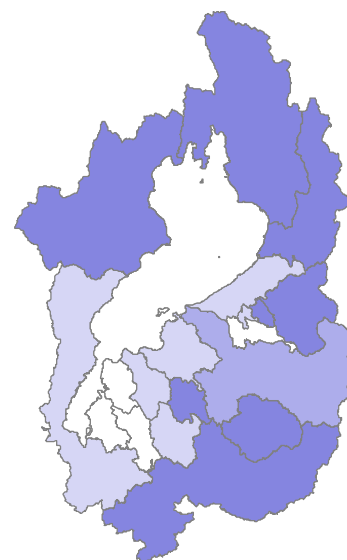
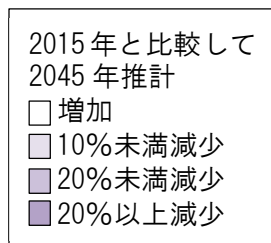
（３）農山村地域における過疎化・高齢化の進行、適切な管理が行われない森林の増加

本県では、令和元年に人口増が見られたものの、全国同様、人口減少局面に入っており、今後、特に農山村の人口減少割合が大きくなると予測されています。森林所有者の多くが農山村の住民であり、過疎化・高齢化が進むことにより、所有者や境界の不明確化が進むことが危惧されています。

森林資源を、木材だけでなく、特用林産物や空間の活用など、健康や観光分野にも着目し、農山村における経済循環の創出、関係人口の増加等による活性化を図る必要が生じています。一方都市部では、企業や産業の密集や人口の集中による生活環境の悪化やストレスの増加など、様々な問題があります。この取組は、こうした都市部の過密による様々な問題を解決する可能性を持っています。

※ 将来人口推計について

右図は県内市町における人口増減を示したもの（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018 年推計）」より作成）。農山村地域の多い市町で、人口減少割合が大きいと予測されています。



県内市町人口増減図

（４）川上から川下までを通じた県産材利用の一層の促進

森林資源の多くが利用期を迎え充実する一方、林業生産活動は長期に渡り低迷しており、増加する資源を十分に活用できていない状況にあります。森林資源の循環利用に取り組み、林業の成長産業化を実現するためには、生産現場の効率化、川上・川中・川下の連携による加工・流通の合理化など、より一層の県産材利用に向けた体制づくりが必要となっています。また、住宅や公共施設を含む非住宅建築物、木製品や木質バイオマスなどあらゆる用途で県産材の需要を喚起し、加えて子どもから大人までを対象として、木材や木製品とのふれあいを通じて、木材への親しみや木の文化への理解深め、その利用の意義を学んでもらう「木育」の取組も必要となっています。令和 5 年（2023 年）4 月には、滋賀らしい木育活動をさらに推進するために、つなぐ「しが木育」指針が策定され、令和 7 年（2025 年）には木を五感で感じることができ、乳幼児から小学生程度までの児童が、年齢に応じて自然とのつながりを楽しく学ぶことができる木育拠点施設「しがモック」が県立近江富士花緑公園に開設されたことから、拠点を中心として、県内各地に「しが木育」を展開する一層の取組の推進が期待されます。

国では、平成 22 年（2010 年）10 月に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が、令和 3 年（2021 年）に改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」として同年 10 月 1 日に施行されました。これを受け、令和 4 年（2022 年）5 月に「建築物における滋賀県産木材の利用方針」を変更しました。この法律において創設された「建築物木材利用促進協定」について、本県では、令和 5 年（2023 年）11 月に株式会社たねやと、令和 6 年（2024 年）9 月には東レ建設株式会社、令和 7 年（2025 年）1 月には株式会社シガウッドと協定を締結しました。

また、令和 5 年（2023 年）3 月 22 日に、「滋賀県県産材の利用の促進に関する条例」が施行されたことから、県全体で県産材の利用を一層促進します。



木造公共施設



民間施設における木育スペース

(5) 第72回全国植樹祭を機に県民一丸となって琵琶湖の水源林を守り育てる取組の推進

全国植樹祭は、国土緑化運動の中心的な行事であり、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的として、毎年春に行われています。

本県では、甲賀市鹿深夢の森をメイン会場として、令和4年（2022年）6月5日に第72回全国植樹祭を開催しました。甲賀市鹿深夢の森の主会場に加え、一般植樹会場3か所およびサテライト会場3か所を合わせ、約13,000名が参加しました。

式典ではふるさと滋賀の地域特性である「森—川—里—湖」のつながりを表すアトラクションや、記念式典が執り行われました。また、前年につづき天皇皇后両陛下はオンラインでの御臨席となり、東京会場にてお手植え、お手播きを賜りました。

今大会では、「森林」、「びわ湖」、「人（暮らし）」のつながりと、緑ゆたかな森と碧く輝くびわ湖を未来へつないでいくことを全国に発信しました。この全国植樹祭開催により多くの県民や森林・林業関係者の森づくりに対する関心が高まったことを契機に、県民一丸となった森林づくりを進める必要があります。



全国植樹祭ロゴマーク



お野立所と「緑の少年団」



天皇陛下のお言葉



天皇陛下お手植え



皇后陛下お手播き

（６）第 50 回全国林業後継者大会の開催

第 72 回全国植樹祭関連行事として、令和 4 年（2022 年）6 月 4 日に、全国各地の林業関係者が多賀町中央公民館（多賀結いの森）に集まり、「つなげよう未来に、『森－川－里－湖』のつながりを（琵琶湖と森の恵みを次世代へ）」を大会テーマとして、全国林業後継者大会が開催されました。当日は好天に恵まれ、全国から林業関係者の方など約 250 名の参加がありました。

パネルディスカッションでは、川上、川下それぞれで活動されている方々をパネリストとして迎え「みんなで豊かな森林を次世代に引き継いでいくために必要なこと」について、森林への思いや川上側が抱える課題とその解決策について話し合いました。森林の恩恵と琵琶湖のつながりについて再認識することともに、この恵みを後世に引き継いでいくことが求められます。



第 50 回全国林業後継者大会



滋賀もりづくりアカデミー修了生による大会宣言

（７）市町が中心となる森林経営管理制度の推進

森林経営管理法では、市町村が主体となって放置林対策を進めることとなっており、法に基づく森林経営管理制度の推進を図る必要があります。

本県においても、市町が放置林整備やその準備作業を行うための体制整備などへの支援を行い、制度の推進を図ることが求められています。

（８）林業の成長産業化や森林の適切な経営管理に不可欠な林業従事者の確保、人材育成の推進

本県では、林業の成長産業化に向け、森林・林業に関して安全かつ専門性の高い人材の育成を行うことを目的として、令和元年（2019年）6月に「滋賀もりづくりアカデミー」を開設しました。この中で、作業員の現場スキル向上、林業経営者としてのマネジメント能力の向上、木材流通等の知識、技術の習得に取り組んでおり、また併せて、森林経営管理制度を担う市町職員の能力向上にも取り組んでいます。今後はさらに、効率的な木材生産を行う技術力や地域資源を活かしたビジネス創出などの経営力を持ち、農山村を支える人材の確保および育成に期待が寄せられています。

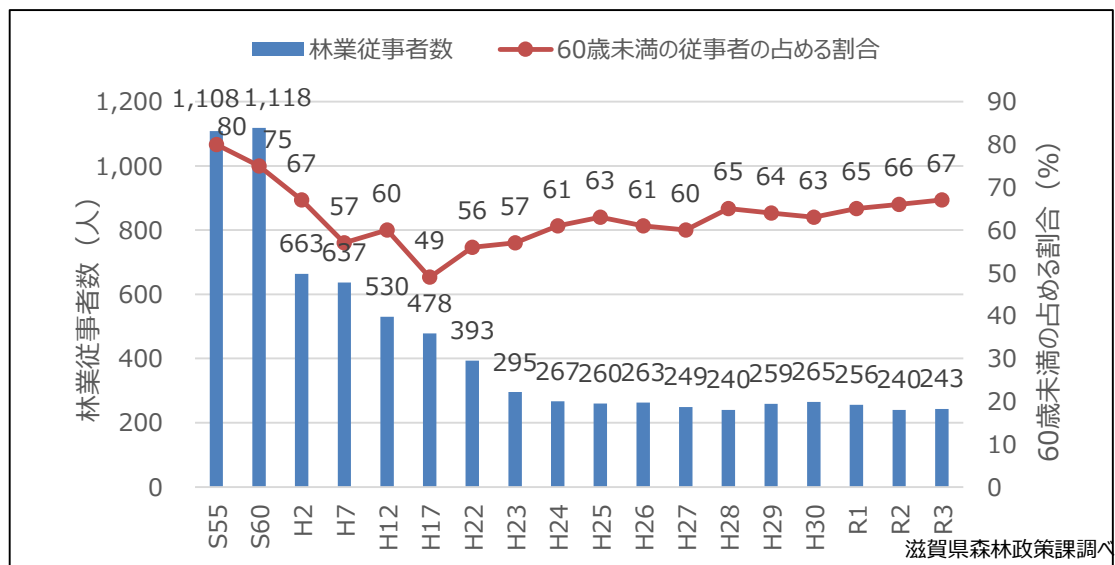
令和元年度（2019年度）から令和3年度（2021年度）までの3年間で、14名がアカデミーの講習を修了後、森林組合や林業事業体に就業し、森林整備や木材生産の分野で活躍しています。



滋賀もりづくりアカデミーの研修の様子



ハーベスタシミュレーターの導入



本県の林業従事者数の現状

※ 本県における林業従事者は長期に渡り減少してきましたが、近年は一定しており若年の従事者も増加しつつあります。林業の成長産業化に向け、従事者の能力向上が求められています。

(9) 「しがCO₂ネットゼロ」ムーブメントの推進

近年、気候変動やその影響が全国各地で現れており、平成30年度(2018年度)および令和元年度(2019年度)には琵琶湖北湖の一部で全層循環が確認できないという観測史上初めての事態が生じるなど、農林水産業や自然生態系など様々な分野において気候変動の影響と考えられる現象が既に現れてきています。

こうした中、令和4年(2022年)4月1日には、「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」が施行され、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標を掲げるとともに、単なる温室効果ガス排出の削減にとどまらず、CO₂ネットゼロへの挑戦で真に持続可能な社会をつくる取組が推進されることとなりました。

本県の森林に対しては、二酸化炭素の吸収源として、また再生可能エネルギーである木質バイオマスの供給源としての役割への期待が高まっています。その中で、計画的な除間伐に基づく森林管理プロジェクトによるJ-クレジットの創出について、新たな団体が創出に取組むなど、カーボン・オフセットの取組が広がっています。さらに、企業の森づくりによるCO₂ネットゼロの取組やSDGs実現の場として、滋賀の森が注目されています。

(10) MLGsの取組

マザーレイクゴールズ(MLGs)とは、「琵琶湖」を切り口とした2030年の持続可能社会への目標(ゴール)であり、「琵琶湖版のSDGs」です。MLGsは、2030年の環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、琵琶湖を切り口として独自に13のゴールを設定しています。

2030年の持続可能社会と琵琶湖に根差す暮らしに向けた13のゴール



Goal 1 清らかさを感じる水に

アオコや赤潮などのプランクトンの異常発生が抑制され、飲料水としても問題がなく、思わず触れたくなるような清らかな水が維持される



Goal 2 豊かな魚介類を取り戻そう

在来魚介類の生息環境が改善し、資源量・漁獲量が持続可能な形で増加するとともに、人々が湖魚料理を日常的に楽しむ



Goal 3 多様な生き物を守ろう

生物多様性や生態系のバランスを取り戻す取組が拡大し、野生生物の生息状況が改善するとともに、自然の恵みを実感する人が増加する



Goal 4 水辺も湖底も美しく

川や湖にゴミがなく、砂浜や水生植物などが適切に維持・管理され、誰もが美しいと感じられる水辺景観が守られる



Goal 5 恵み豊かな水源の森を守ろう

水源涵養や生態系保全、木材生産、レクリエーションなどの多面的機能が持続的に発揮される森林づくりが進み、人々が地元の森林の恵みを持続的に享受する



Goal 6 森川里湖海のつながりを健全に

森から湖、海に至る水や物質のつながりが健全に保たれ、湖と川、内湖、田んぼなどを行き来する生き物が増加する



Goal 7 びわ湖のためにも 温室効果ガスの排出を減らそう

日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスを減らす取組が広がり、琵琶湖の全層循環未完了などの異常の進行



Goal 8 気候変動や自然災害に強い暮らしに

豪雨や渇水、温暖化などの影響を把握・予測し、そうした事態が起きても大きな被害を受けない暮らしへの転換が進む



Goal 9 生業・産業に地域の資源を活かそう

地域の自然の恵みを活かした商品や製品、サービスが積極的に選ばれ、地域内における経済循環が活性化し、ひいては環境が持続的に守られる



Goal 10 地元も流域も学びの場に

琵琶湖や流域、自分が生活する地域を環境学習のフィールドとして体験・実践する機会が豊富に提供され、関心を行動に結びつけられる人が増加する



Goal 11 びわ湖を楽しみ 愛する人を増やそう

レジャーやエコツーリズムなどを通じて自然を楽しむ様々な機会が増え、琵琶湖への愛着が育まれる



Goal 12 水とつながる祈りと暮らしを次世代に

水を敬い、水を巧みに生活の中に取り込む文化や、水が育む生業や食文化が、将来世代へと着実に継承される



Goal 13 つながりあって目標を達成しよう

年代や性別、所属、経験、価値観などが異なる人同士、また異なる地域に住まう人同士がつながり、琵琶湖や流域の現状、これらについて対話を積み重ね、その成果を共有できる機会が十分に提供される

(11) 精度の高い森林資源・地形情報の整備と利便性の向上

航空レーザ計測による資源解析が、令和6年度(2024年度)に完了し、森林の微地形、林相、人工林の粗密度などの情報が網羅的に整備されました。この情報を活用した新たな施策の展開が求められるほか、令和6年度(2024年度)に整備される森林クラウドに情報を搭載することで、市町や森林組合においてこれらの情報を現地で活用し、施業提案の効率化や、森林経営管理制度の推進を図っていくことが求められます。

(12) 企業との共創による森林づくり

近年、SDGsなど企業の社会貢献への関心が高まっており、県有の森林公園等について企業の支援の動きが活発になっています。ネーミングライツとして山門水源の森(長浜市)は株式会社山久から、県民の森(栗東市)は株式会社田中誠文堂から支援をいただいているほか、近江富士花緑公園(野洲市)では、「森の入り口」としての魅力向上に対してローム株式会社より支援を受けています。さらに、排出量取引の義務化等を見据え、カーボン・オフセットへの注目が高まっており、県内森林の整備・保全に対する支援を模索する動きもみられます。

(13) 森林組合の合併

令和6年(2024年)6月1日、県内6つの森林組合が合併し、組合員数は1万9457人で全国2位、組合員の所有する森林面積は約10万7000ヘクタールと全国最大規模の滋賀県森林組合が誕生しました。

森林組合は、森林の機能を十分に発揮するため、また森林資源の循環利用をするために、組合員の所有する森林の適切な手入れを行っています。地域の林業のリーダー的存在として、森林所有者や林業従事者をつなぎ、とりまとめる役割を果たしています。

この合併により経営基盤が安定し、大型機械の導入やICTの活用が可能となり、より効果的な森林整備が行えるようになることや、専門性を有する人材育成の推進が期待されています。

(14) 分収造林事業あり方検討会を踏まえた新たな水源林保全に向けた検討

造林公社は、昭和30年代の高度経済成長時に水不足が深刻化し、地盤沈下が深刻な社会問題となっていた下流自治体からの要請を受け、琵琶湖淀川水系からの安定的な水供給を実現するため、流域上流に位置する琵琶湖の水源涵養機能を高めることを目的に奥地林を中心に約2万haにおよぶ森林を造成しました。これまで、公益的機能の持続的発揮と伐採収益確保が両立する森林管理に取り組んできましたが、188億円の債務額に対し、弁済額は多くても約20億円との試算結果になったことから、今後の分収造林事業のあり方について検討を進めています。

いずれにしても、県として、琵琶湖・淀川流域の水源を守るという使命は、今後も変わらないものと考えられます。特に、近年の土砂災害等の深刻さに鑑みれば、奥地水源林の保全はより重要性が増しているのとらえています。このため、水源涵養をはじめとする森林が持つ多様な価値を、将来にわたり維持・継承していくため、奥地水源林において公的管理を進める新たな取組について、検討を進めています。

（１５）国際連携の進展

令和５年（２０２３年）１１月にオーストリア・ブルゲンラント州との交流覚書が締結されたことを契機として、オーストリア林業に学ぶ機運が高まっています。ヨーロッパの中でも地形が急峻であることなどの共通点があるため、学びながら滋賀県に取り入れられる要素を取り入れていきます。

また、中国・湖南省とは、令和５年（２０２３年）に友好提携４０周年の節目を迎えており、記念植樹を行うなど、交流を深めています。

（１６）生物多様性しが戦略 2024 を踏まえた森林づくりの展開

令和５年（２０２３年）３月に策定された生物多様性国家戦略を受けて、持続可能な社会に必要な「炭素中立（カーボンニュートラル）」「循環経済（サーキュラーエコノミー）」「自然再興（ネイチャーポジティブ）」の同時達成に向けて率先して取り組んでいくこと等を趣旨とした「生物多様性しが戦略 2024」が令和６年（２０２４年）３月に策定されました。

戦略では、持続可能な林業と生物多様性が保全された豊かな森林づくりが指向されており、この趣旨に沿った森林づくりを進めていく必要があります。

（１７）次期「滋賀県農業・水産業基本計画」の策定と「世界農業遺産」の認定

本県では、令和８年（２０２６年）に農業・水産業の基本的な施策の展開方向を示す、「滋賀県農業・水産業基本計画」の策定を予定しています。中でも農山村の活性化等については共通の課題であるため、農業・水産業分野とも連携した取り組みを進めていく必要があります。

また、令和４年（２０２２年）７月、千年以上にわたり本県で受け継がれてきた琵琶湖と共生する農林水産業の営みは、「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」として世界農業遺産に認定されました。この「琵琶湖システム」では「水源林」が「農業」や「漁業」と並ぶ重要な構成要素となっており、水源林の保全に向けた取組の重要性が高まっています。

第3 琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）および第2期計画前半の取組総括

琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）の取組については、計画に定める指標の達成度（平成17年度（2005年度）～現在令和2年度（2020年度））により評価することとします。また、第2期計画前半の取組については、重点プロジェクトの指標の達成度（令和3年度（2021年度）～現在）により評価することとします。

※ 達成率の計算方法

①実績が単年のもの：R1 実績値／R2 目標値

②実績が累計のもの：（R1 実績値－H15 現状値）／（R2 目標値－H15 現状値）

※ 個々の取組の達成率の評価

A：90%以上 B：70－89% C：50－69% D：30－49% E：30%未満

1 基本指標に基づく評価

長期目標（平成17年度（2005年度）～令和2年度（2020年度）：16年間）のうち令和元年度時点の実績、成果と課題

（1）環境に配慮した森林づくりの推進

指標	平成15年度 (計画策定時)	令和2年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
民有林に占める保安林面積の割合(%)	33	38	36	60%	C
治山事業による保安施設整備面積（累計） (ha)	31,795	42,100	39,204	72%	B
除間伐を必要とする人工林に対する整備割合(%)	64	90	54	60%	C
下層植生衰退度3以上の森林の割合(%)	20	10	※H29 調査 19	10%	E

ア 琵琶湖の水源林の適正な保全・管理の推進

- ・森林の多面的機能の持続的発揮に向け、保安林指定と治山事業を推進し、山地災害から県民の生命財産を守り、森林や県土の保全に貢献しました。保安林指定の累計は67,010haで民有林の約36%となっています。引き続き目標達成に向け、所有者への働きかけを行う必要があります。
- ・平成27年度（2015年度）には、全国的な目的不明な森林取得の動き等を背景に「滋賀県水源森林地域保全条例」を制定し、水源林の土地取引の把握や、適正な管理を行っています。また「水源林保全巡視員」を配置し、森林被害等の情報収集や対策に取り組んでいます。
- ・治山事業による保安施設整備については、厳しい財政事情の中、新たな災害発生箇所の復旧を優先し、実施しました。引き続き計画的に治山事業を実施していく必要があります。

イ 持続可能な森林整備の推進

- ・造林補助事業や琵琶湖森林づくり県民税等を活用し、森林組合を中心に県内の森林整備の推進に大きく貢献しました。

- ・人工林は利用期を迎え充実しつつあり、この森林資源を循環利用することにより、持続的な森林整備や資源供給の場を確保していく必要が生じています。
- ・除間伐を必要とする人工林に対する整備割合は、平成 22 年度（2010 年度）には目標を達成しました。しかし保育間伐から手間のかかる利用間伐の割合が多くなった結果、その後は達成率 60～70%で推移しています。
- ・所有者や境界が不明確な森林が増加し、境界の確認等に労力や時間を要することが問題となっており、一層の境界明確化や集約化に取り組む必要があります。
- ・近年激化する台風等の気象災害により、風倒木などの被害が発生しており、この処理等も森林整備の進捗を妨げる要因となっています。
- ・林業の成長産業化を推進していくため、また持続的な森林資源の確保を図るため、適切な時期に主伐・再造林を行って、次世代の森林づくりを推進していく必要があります。

ウ 生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進

- ・強度な間伐による環境林への誘導や、里山の整備、ニホンジカの捕獲や被害防除、また巨樹・巨木の森の保全など、生物多様性に配慮した豊かな森林づくりに貢献してきました。
- ・下層植生衰退度については、改善の傾向がみられる地域と、衰退度が悪化した地域があり、捕獲数との関連が認められることから、今後もニホンジカの捕獲に努め、長期的に改善に取り組む必要があります。

（２）県民の協働による森林づくりの推進

指標	平成 15 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
協定を締結して整備する里山の箇所数（累計）	0	300	273	91%	A
びわ湖水源の森づくり月間の森林づくりへの参加者数（人）	1,583	13,000	7,489	58%	C

ア 多様な主体による森林づくりへの支援

- ・森林所有者や地域住民、ボランティアなどの多様な主体による森林づくりへ支援を行い、多くの森林づくり団体が組織され、地域の実情に応じた里山整備等が展開されています。こうした多様な主体による森林づくりは 2019 年に「琵琶湖と共生する農林水産業」として、日本農業遺産に認定されています。
- ・身近な自然とのふれあいの場となる里山整備については、協定を締結して整備する里山の箇所数が 273 箇所增加到、保全活動が進められています。目標の達成に向け引き続き支援などに取り組む必要があります。

イ 県民の主体的な参画の促進

- ・森林づくりに関する情報発信などにより、県民の理解を深めるとともに、主体的な参画の促進に取り組みました。
- ・県民の森林に対する理解を深め、参加を促進するため、10 月をびわ湖水源のもりづくり月間と定め、イベント等の普及啓発に取り組んでいます。近年は、農山村の振興を目的として、農山村地域で開催す

ることとしたため、参加者数が減少しており、都市部からの集客が課題となっています。

- ・本県で開催された第72回全国植樹祭を機に、県民一丸となって、「森－川－里－湖」のつながりのある本県らしい森林づくりの取組を行い、琵琶湖を支える森林づくりへの理解をより一層図る必要があります。

（３）森林資源の循環利用の促進

指標	平成20年度 (計画策定時)	令和2年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
県産材の素材生産量(m ³)	32,000	120,000	100,800	84%	B

ア 林業活動の活性化による森林資源の活用（川上）

- ・林地の集約化や、高性能林業機械の導入と作業道等の路網の整備により、低コスト施業を推進し、県産材の生産体制の確保に取り組みました。

イ 県産材の流通・加工体制の整備（川中）

- ・びわ湖材産地証明制度を推進し、県産材の地産地消に取り組みました。
- ・木材流通センターの整備支援と、需給情報の調整など、センターが核となる県産材流通体制の整備を推進しました。

ウ 県産材の有効利用の促進（川下）

- ・県産材について、住宅や公共施設での利用に取り組み、また地域での木質バイオマスのエネルギー利用や森林資源の利用にかかる研究開発への支援を実施しました。
- ・県産材の素材生産量は、川上～川下までの対応、すなわち生産体制や流通・加工体制の整備、また利用の促進に取り組んだ結果、着実に増加が図られ、令和元年度には約100千m³となっています。引き続き、県産材の循環利用の促進に取り組む必要があります。

（４）次代の森林を支える人づくりの推進

指標	平成15年度 (計画策定時)	令和2年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
地域の森林づくりを推進する集落数	25	100	110	110%	A
森林組合の低コスト施業実施面積(ha)	80	1,400	665	48%	D

ア 森林所有者の意欲の高揚

- ・森林所有者や林業従事者に、森林整備等に関する情報の提供や技術指導などを実施し、林業への意欲の高揚に取り組みました。
- ・地域の森林づくりを推進する集落数は目標に達することができ、森林所有者等の意欲の高揚につながったと考えられます。

イ 林業の担い手の確保・育成

- ・林業従事者や森林施業プランナーなどの人材育成に取り組みました。
- ・森林組合の効率的な作業システムによる取組の指標である低コスト施業実施面積は、600ha あまりの実績となり、増加傾向にあります。今後も多くの施業地で、効率的な作業が実施されるよう支援していく必要があります。

ウ 森林環境学習の推進

- ・「やまのこ」をはじめとする森林環境学習や様々な世代を対象に「木育」の普及啓発に取り組みました。

2 戦略プロジェクトに基づく評価

中期目標の実績（平成 27 年度（2015 年度）～令和 2 年度（2020 年度）：6 年間）のうち令和元年度時点の実績、成果と課題

（１）環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画見直し時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
除間伐等の森林施業を実施した森林の面積(ha)	2,227	3,100	1,790	58%	C
境界明確化に取り組んだ森林面積（累計）(ha)	1,023	7,000	3,831	43%	D
ニホンジカの捕獲数（頭）	14,374	19,000	15,803	83%	B
生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数	46	75	45	60%	C
(R1 追加) 新たな森林経営管理の仕組みに参画する市町数	—	11	19	179%	A

- ・除間伐等の森林施業を実施した森林の面積は、利用間伐割合の増加等に伴い、減少傾向にあります。一層の集約化、作業の効率化等を促進する必要があります。
- ・境界明確化に取り組んだ森林面積は、目標に達していませんが、増加が図られています。目標達成のため、森林経営管理制度の推進を図り、市町が中心となる境界明確化を支援していく必要があります。
- ・ニホンジカの被害は、針広混交林化や再生林を進めるうえで障壁となっており、捕獲と合わせ、食害防護柵等の被害防除についてより一層の推進を図る必要があります。
- ・生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数は着実に増加しており、引き続き目標達成に向け取り組む必要があります。

（２）多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくりプロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画見直し時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
活動を PR する森林づくり団体数（累計）	68	160	82	15%	E
琵琶湖森林づくりパートナー協定（企業の森）締結数（累計）	23	35	25	17%	E
(R1 追加) 全国植樹祭における苗木のホームステイ・スクールステイに参加する	—	280	446	159%	A

主体数（累計）					
（R1 追加）森林・林業・農山村モデル地域数（累計）	—	5	2	40%	D

- ・地域住民やボランティアなどの森林づくり団体数は、100 以上組織されていますが、「森づくりネット・しが」へ登録し活動を P R する団体は、82 団体となっています。今後も活動の輪が広がるよう、様々な支援を行っていく必要があります。
- ・琵琶湖森林づくりパートナー協定は 25 箇所締結されました。今後も活動場所、受け入れ側、企業側双方のニーズの把握、調整に努め、協定箇所を増やしていく必要があります。

（３）森林資源の循環利用促進プロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画見直し時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
びわ湖材を使用し整備した木造公共施設数	16	20	8	40%	D
びわ湖材認証を行った年間木材量(m³)	32,109	65,000	64,750	100%	A
木材流通センターとりまとめによる原木取扱量(m³)	10,012	40,000	44,009	100%	A
（R1 追加）県内の素材需要量(m³)	—	120,000	104,000	87%	B

- ・木造公共施設数については、建築に求められる製品の規格や量に、県産材が十分に対応できていなかったこと、また県産材を活用して設計できる設計士や工務店に対する情報提供等が十分でなかったこと等から、令和元年度では目標に達していない状況です。公共施設等の建築需要にびわ湖材が的確に対応できるよう、引き続き支援等を行う必要があります。
- ・びわ湖材認証を行った木材量は増加しており、びわ湖材産地証明制度が浸透してきています。一方で必要ときに材料が揃わないなど、供給面での課題があります。

（４）次代の森林を支える人づくり推進プロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画見直し時)	令和 2 年度 (目標)	令和元年度 (実績)	達成率	評価
認定森林施業プランナー数（累計）	16	30	29	93%	A
自伐型林業育成研修会の開催数（回）	4	15	9	60%	C
乳幼児に向けた「木育」に取り組む市町の数	0	19	17	89%	B

- ・認定森林施業プランナー数については、研修など啓発に取り組んだ結果、着実に増加し、全森林組合で配置することができています。
- ・自伐型林業育成研修会は令和元年度（2019 年度）で 9 回開催することができました。自伐型林業を推進することは、森林所有者の林業経営意欲の向上や森林づくりへの理解の促進に有効であることから、林業グループの活動支援等を行っていく必要があります。
- ・木育活動は 17 市町で取り組まれました。引き続き県内市町全域で取り組むことを目標とし、民間の取

組も含めて活動を盛り上げ、木を使うことへの理解を醸成する必要があります。

3 第2期計画前半の重点プロジェクトに基づく評価

(これまで毎年度点検・評価で報告した内容を基に作成)

第4 基本計画が目指す森林づくりの方向

本県の森林・林業をとりまく現状や人口動向と、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、琵琶湖森林づくり条例と滋賀県県産材の利用の促進に関する条例に規定する基本理念を実現するため、今後の取組の基本方向、基本方針を次のとおり定めます。

1 基本方向

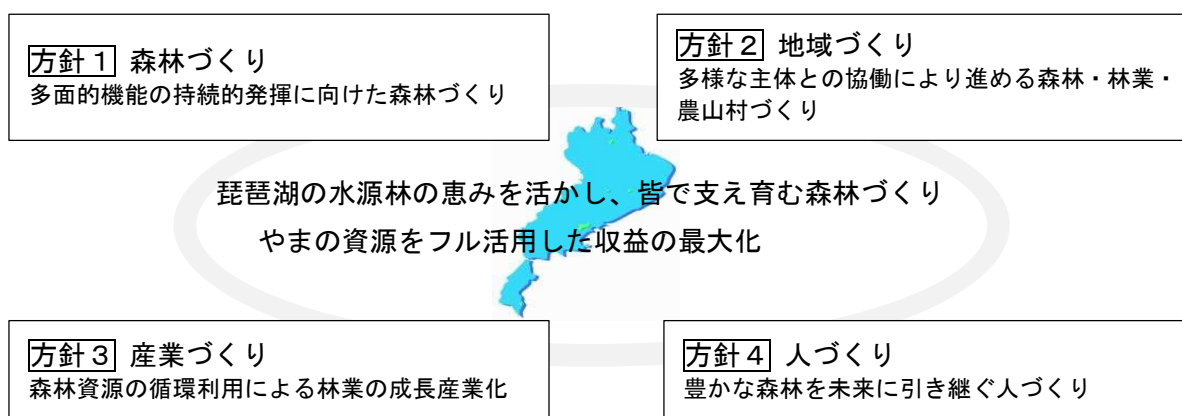
琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

2 基本方針

琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり

やまの資源をフル活用した収益の最大化

この基本方針に基づき、次の4つの方針を定めることとします。



4つの方針のイメージ

※ 琵琶湖森林づくり条例（令和2年12月28日改正）に規定する基本理念
（基本理念）

- 第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。
- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。
- 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。
- 4 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには森林と人との継続的な関わりが重要であることに鑑み、農山村の活性化のための取組と一体的に推進されなければならない。
- 5 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であり、林業および木材産業が循環型社会の形成および持続可能な地域づくりに重要な役割を担っていることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。
- 6 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

※滋賀県県産材の利用の促進に関する条例（令和５年３月２２日制定）に規定する基本理念
（基本理念）

第３条 県産材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- （１） 県産材の価値を高め、または新たな需要を開拓することにより、林業または木材産業に係る所得の増大につなげることその他の森林所有者、林業事業者および木材産業事業者（以下「森林所有者等」という。）が意欲と誇りを持って林業または木材産業を営むことができる環境を整備すること。
- （２） 森林の多面的機能が持続的に発揮されることが重要であることに鑑み、森林における造林、保育および伐採、木材の加工および利用ならびに森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われるよう配慮すること。
- （３） 前号の循環が森林の有する水源の涵養機能を維持し、および増進するとともに、森林の有する二酸化炭素の吸収作用を保全し、および強化することに鑑み、環境の保全に資するものとしての木材の利用の意義に対する県民の理解と関心を深めること。
- （４） 木材を利用する文化が県民の生活に深く浸透し、県民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、木材を利用する文化の継承を推進すること。
- （５） 国、県、市町、森林所有者等、関係事業者および県民の適切な役割分担および連携が確保されること。
- （６） 森林所有者等の自主的かつ主体的な取組が尊重されること。

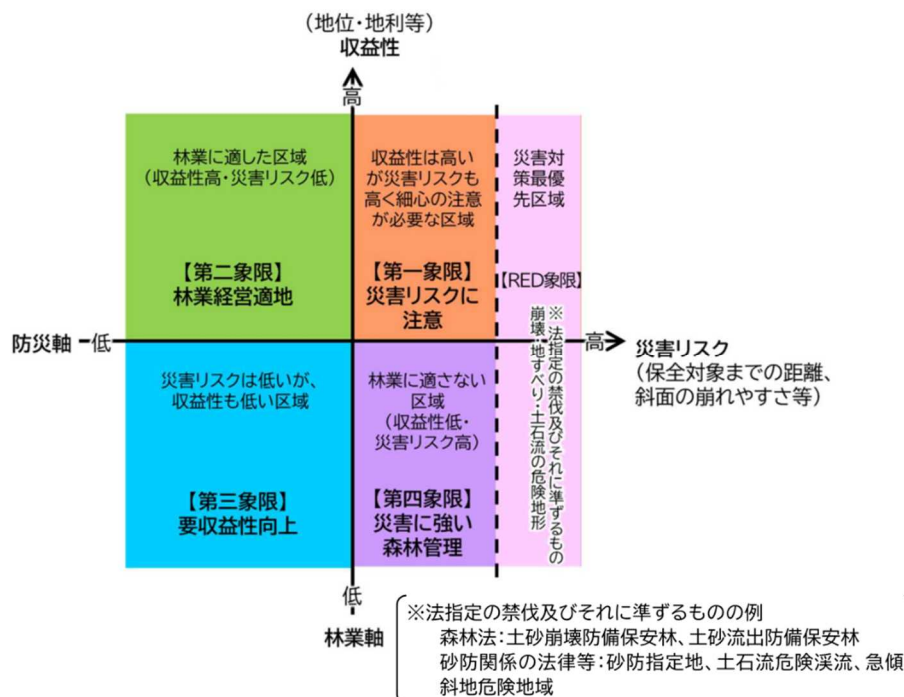
3 方針に基づく施策の考え方

(1) **方針1** 森林づくり ～多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり～

本県において人口減少が始まったことに鑑み、相当な長期間に渡り、自然のサイクルで多面的機能が維持される仕組みが必要となっています。こうしたことから、将来にわたって琵琶湖の水を育む水源涵養や流域治水としての雨水貯留浸透機能、および二酸化炭素吸収機能や生物多様性保全機能等の多面的機能の持続的な発揮を図り、ネイチャーポジティブを実現するため、ICTも活用しながら収益性や災害リスクを評価し、その特性や条件に応じた施業を行う「適地適業」³を基本としつつるため、「環境林」と「循環林」を組み合わせた森林づくりを行うこととします。

「適地適業」について

適地適業とは、現地の状況に合わせた林業のやり方を選択することです。それを実践していくためには、整備対象森林について斜面単位で森林の状況を把握し、適切な整備方針を定めることが大切です。琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針（平成30年3月 滋賀県）（以下「森林整備指針」という。）では、下に示す四象限図のように、収益性と災害リスクの評価結果の組合せごとに4つの森林整備の方針に整理しています。

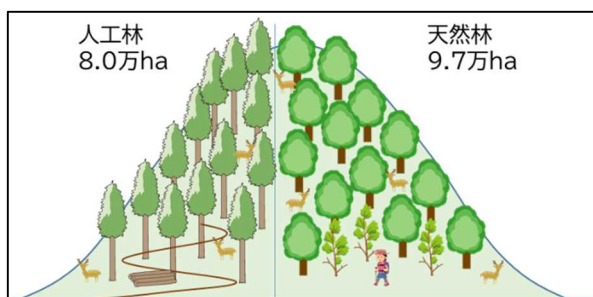


³ 琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針（平成30年3月 滋賀県）

ア 100 年後を見据えた森林の目指す姿

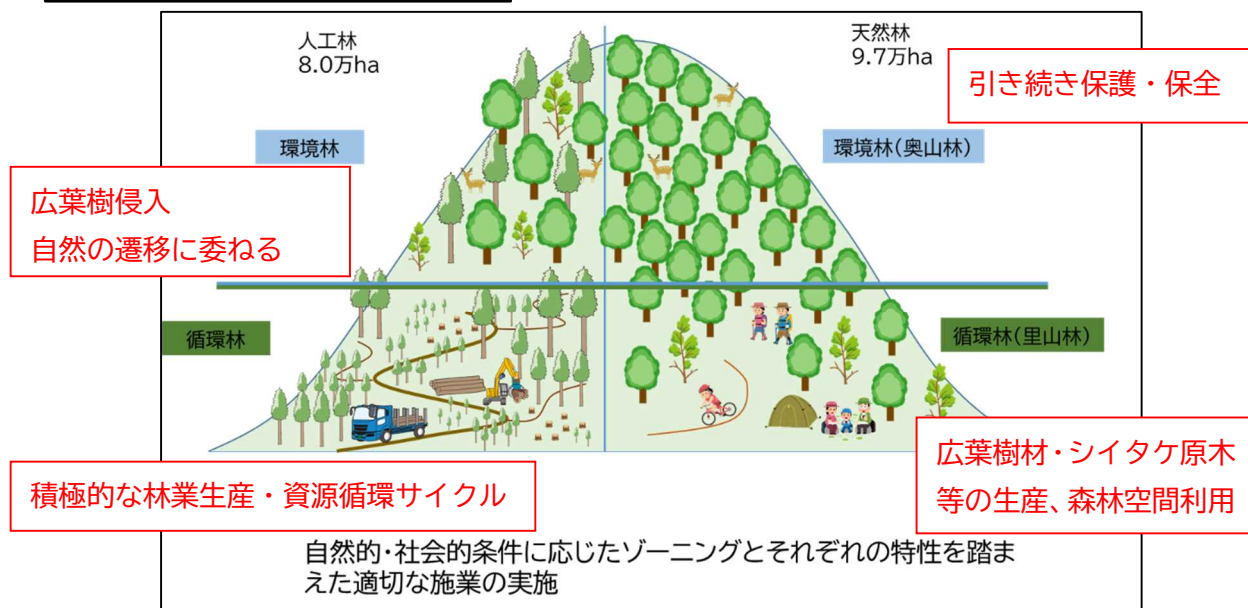
人工林と天然林について、それぞれ「循環林」と「環境林」に区分して、そのそれぞれについて 100 年後の森林の姿を描くこととします。森林の状況や機能に着目し、ICT を活用し重視すべき機能に応じた最適な整備を行う「適地適業」⁴を推進することにより、ネイチャーポジティブの実現や多面的機能が持続的に発揮される森林づくりを目指します。

現状



人工林	○地形等の条件を考慮せず植栽し、散発的に間伐等の施業を実施 ○条件の悪い森林は、搬出できないので放置状態 ○近年は林業生産活動の低迷に伴い、主伐・再造林はほとんど行われていない
天然林	○生態系保全など様々な多面的機能発揮の場 ○里山は一部で保全活動等が実施されているものの、活用されず放置状態

100 年後の滋賀の森林の姿



目指す森林づくりのイメージ

⁴ 琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針（平成 30 年 3 月 滋賀県）

<u>現状</u>	<u>ゾーニング</u>	<u>現在の姿</u>	<u>100年後の姿</u>
<u>人工林</u>	<u>環境林</u>	 <u>奥山の人工林</u>	 <u>針広混交林</u> <u>(広葉樹の侵入・混交)</u>
	<u>循環林</u>	 <u>搬出間伐による散発的な木材生産</u>	 <u>計画的な搬出間伐と主伐再造林による森林資源の循環</u>
<u>天然林</u>	<u>環境林</u>	 <u>ニホンジカにより下層植生が衰退している天然林</u>	 <u>植生豊かな天然林</u>
	<u>循環林</u>	 <u>利用されていない里山林</u>	 <u>広葉樹材の利用・新たな森林空間利用</u>

100年後の森林の姿

イ 将来を見据えた誘導の考え方

適切なゾーニングと森林の現状に応じた森林整備等により、目指すべき状態に誘導します。

琵琶湖の水源地においては、収穫期を迎える人工林が多くなる中、木材資源を利用することと、公益的機能の維持を両立させていくことが重要な課題となっています。

このためには地形、土質、土壌などの立地条件から、多面的機能への影響を判断し、施業を行う必要があります。

i 適切なゾーニング

人工林については、「森林整備指針」における「四象限図」の区分や、市町村森林整備計画における「公益的機能別施業森林」および「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の区域の区分を参考にしながら、循環林と環境林に区分します。

天然林については、集落から離れた奥地林と、集落近くの里山林に区分します。

<u>現状</u>	<u>ゾーニング</u>	<u>条件など</u>	<u>四象限図</u>	<u>公益的機能別施業森林等（例示）</u>
<u>人工林</u>	<u>環境林</u>	<u>災害リスクが高い、採算性が低い など条件不利地</u>	<u>象限四、三</u>	<u>山地災害防止機能</u>
	<u>循環林</u> <u>（市場重視型）</u>	<u>傾斜が緩いなど災害リスクが低い、地位が高い、作業道などのインフラが整備されているなど</u>	<u>象限二</u>	<u>公益的機能別森林 なし かつ 木材生産機能</u>
	<u>循環林</u> <u>（環境保全型）</u>	<u>災害のリスクはあるものの収益性が高い、または災害リスクは低く、インフラを整えば将来的に効率的な木材生産が期待できるなど</u>	<u>象限一、三</u>	<u>山地災害防止機能 かつ 木材生産機能</u>
<u>天然林</u>	<u>環境林</u>	<u>奥地林</u>	<u>二</u>	<u>二</u>
	<u>循環林</u>	<u>里山林</u>	<u>二</u>	<u>二</u>

市町村森林整備計画におけるゾーニングについて

市町村森林整備計画では、以下に示す森林の有する公益的機能の別に応じて、当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域（公益的機能別森林）を定めており、それぞれに施業方法を定めています。

- ・ 水源涵養機能
- ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能
- ・ 快適環境形成機能
- ・ 保健・レクリエーション機能、文化機能および生物多様性保全機能

また、同様に木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域も定めています。なお、これらの区域は、重複することを可能としています。

ii ゾーニングごとの目指す姿と施業内容

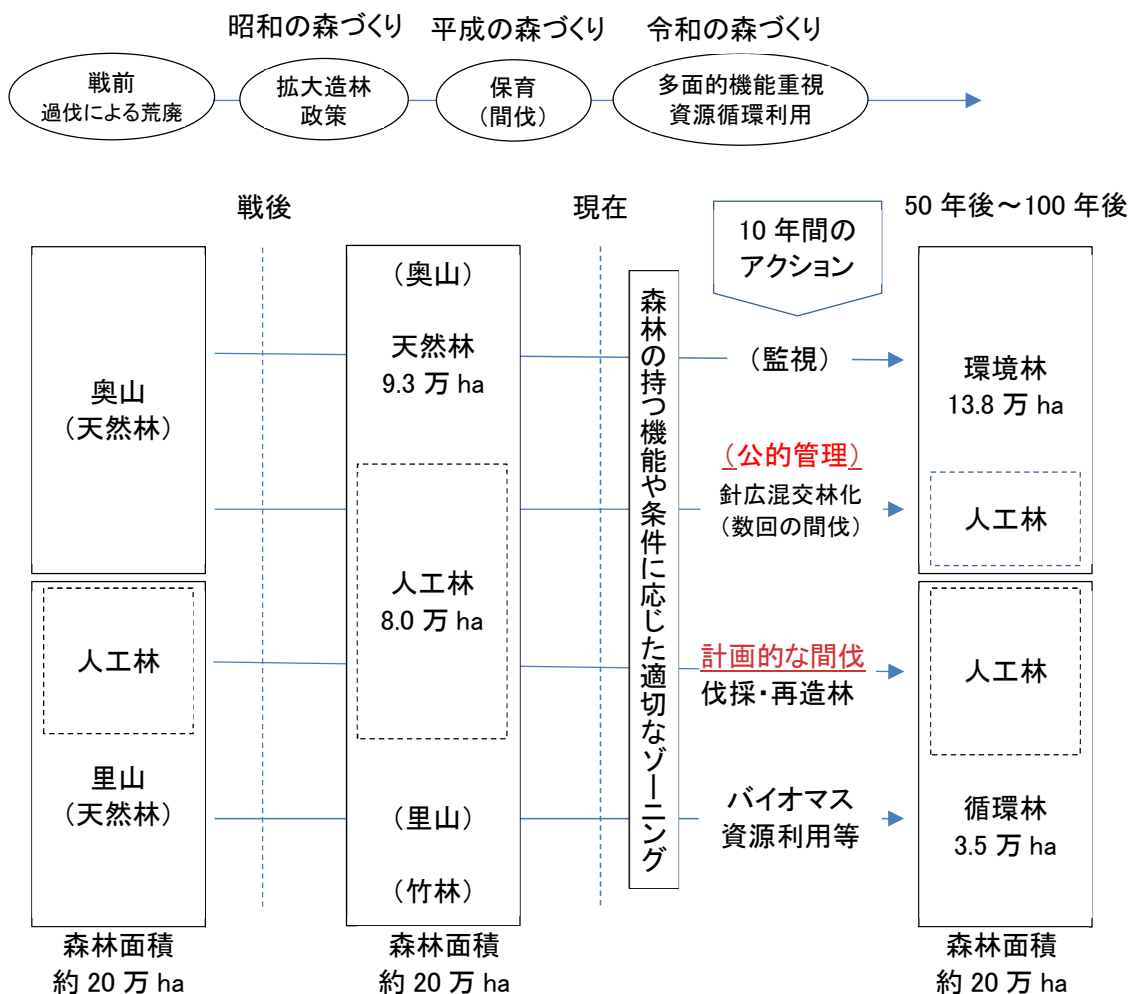
目指す姿に応じた森林整備等を行うことにより、※ 多面的機能を発揮し、全体として資源を循環しつつ環境に配慮した森林づくりを目指します。

現状	ゾーニング	目指す姿	施業内容	条件など
人工林	環境林	多面的機能の持続的発揮 <u>天然林への誘導針広混交林</u> 自然の遷移に委ね低コストで維持・保全	<u>針広混交林化強度間伐</u>	災害リスクが高い、採算性が低いなど条件不利地
	循環林 (<u>市場重視型</u>)	積極的に林業生産活動が行われる <u>林齢構成の平準化森林資源の循環利用</u> が図られる 主な県産材の供給源	(短伐期施業・ <u>長伐期施業</u>) <u>マーケットのニーズに応じた生産、</u> 主伐・再造林の促進	傾斜が緩いなど災害リスクが低い、地位が高い、作業道などのインフラが整備されているなど
	<u>循環林(環境保全型)</u>	大径材生産等様々な需要に対応した生産林	(長伐期施業) 複層林施業・ <u>小面積皆伐</u> など	
天然林	環境林	多面的機能の持続的発揮 天然林として引き続き保護、保全	保安林指定など	奥地林
	循環林	広葉樹材やシイタケ原木、特用林産物などの生産の場 森林空間利用など新たな資源活用の場	里山整備活動 森林サービス産業の展開	里山林

現状	ゾーニング	現在の姿	100年後の姿
人工林	環境林	 奥山の人工林	 針広混交林
	循環林	 搬出間伐による木材生産	 主伐再造林による森林資源の循環
天然林	環境林	 ニホンジカにより下層植生が 衰退している天然林	 植生豊かな天然林
	循環林	 利用されていない里山林	 新たな森林空間利用

100年後の森林の姿

iii 森林の誘導のイメージ



※ 多面的機能を発揮し、全体として資源を循環しつつ環境に配慮した森林づくりを目指します。

森林の誘導のイメージ

※—iv 誘導の考え方に基づくゾーニングの事例

「適地適業」の考え方に基づき、実際のゾーニングを進めていくためには、立地条件のほか、災害リスクや所有者の意向、林業専用道等の基盤整備状況や林業機械の技術革新などを踏まえた詳細な検討が必要です。

ここでは、「循環林」と「環境林」の考え方の目安として、イに示す誘導のイメージに基づき、既存情報等「滋賀県森林の水源涵養機能の評価⁵」に示された「林業をどこで行うのがよいか」「どこで重点的に保全すべきか」についての評価等を参考に、「収益性と災害リスクを考慮した森林ゾーニングの手引き」⁶を用いてからゾーニングを行う場合の事例を示します。

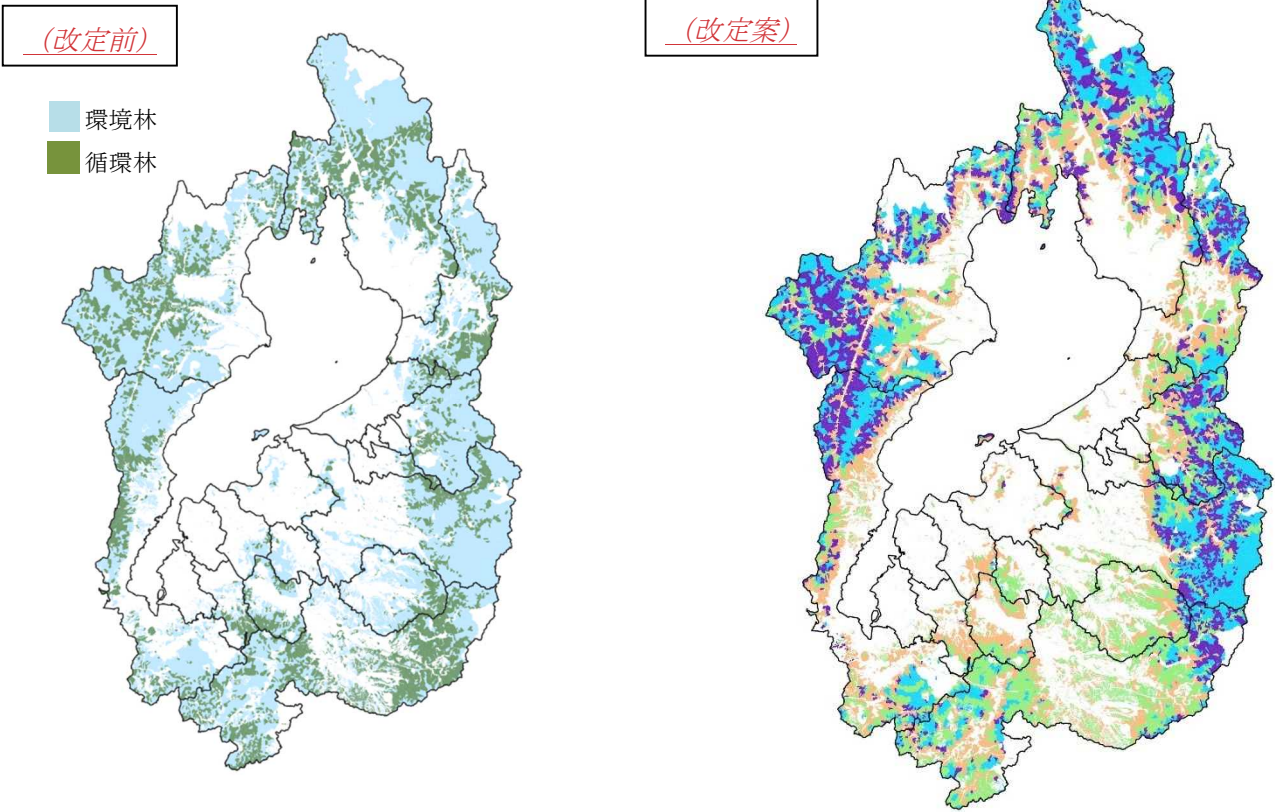
⁵ 滋賀県森林の水源涵養機能の評価 (小島永裕ほか) [水利化学 No. 361 2018]

⁶ (令和 5 (2023) 年 6 月、林野庁)

なお、ここに示す数値や因子は、一つの目安であることに留意が必要です。また、航空レーザ計測による森林資源解析が全県で完了することから、今後は森林資源や地形の詳細な情報を活用したゾーニングが可能になります。

区分	評価の 高低	面積 (民有林)	因子の例
環境林第一象限 (災害リスク注意)	収益：高 災害：高	138 約 47 千 ha	循環林以外の森林収益性：地位（肥沃度）、集材効率（傾斜）、地利（林道からの距離）を点数化 災害リスク：地形の複雑さ（曲率の標準偏差）、傾斜、保全対象の有無（土砂災害警戒区域等）を点数化
第二象限 (林業適地)	収益：高 災害：低	約 48 千 ha	
第三象限 (要収益性向上)	収益：低 災害：低	約 47 千 ha	
循環林第四象限 (災害に強い森林管理)	収益：低 災害：高	35 約 41 千 ha	標高 800m 以下 林道等（車両が通行可能な道）から 200m 以内 山腹の傾斜角 40 度未満
合計		約 1783 千 ha	

ゾーニングの因子例



「因子例」に基づくゾーニング

※ 誘導の考え方について

琵琶湖の水源林においては、収穫期を迎える人工林が多くなる中、木材資源を利用することと、公益的機能の維持を両立させていくことが重要な課題となっています。

このためには地形、土質、土壌などの立地条件から、多面的機能への影響を判断し、施業を行う必要があります。今後、航空レーザ計測の進捗に伴い、森林資源や地形の詳細な情報を活用することが可能になります。

今回、考え方の目安として、傾斜角や林道からの距離などの既存情報や、「滋賀県森林の水源涵養機能の評価⁷」に示された「林業をどこで行うのがよいか」「どこで重点的に保全すべきか」についての評価等を参考に、「循環林」と「環境林」の将来における姿を示すこととしました。

なお、ここに示す数値は、一つの目安であり、実際のゾーニングにおいては、災害リスクや所有者の意向、林業専用道等の基盤整備状況や林業機械の技術革新などを踏まえた詳細な検討が必要です。

⁷ 滋賀県森林の水源涵養機能の評価（小島永裕ほか）〔水利化学 No. 361 2018〕

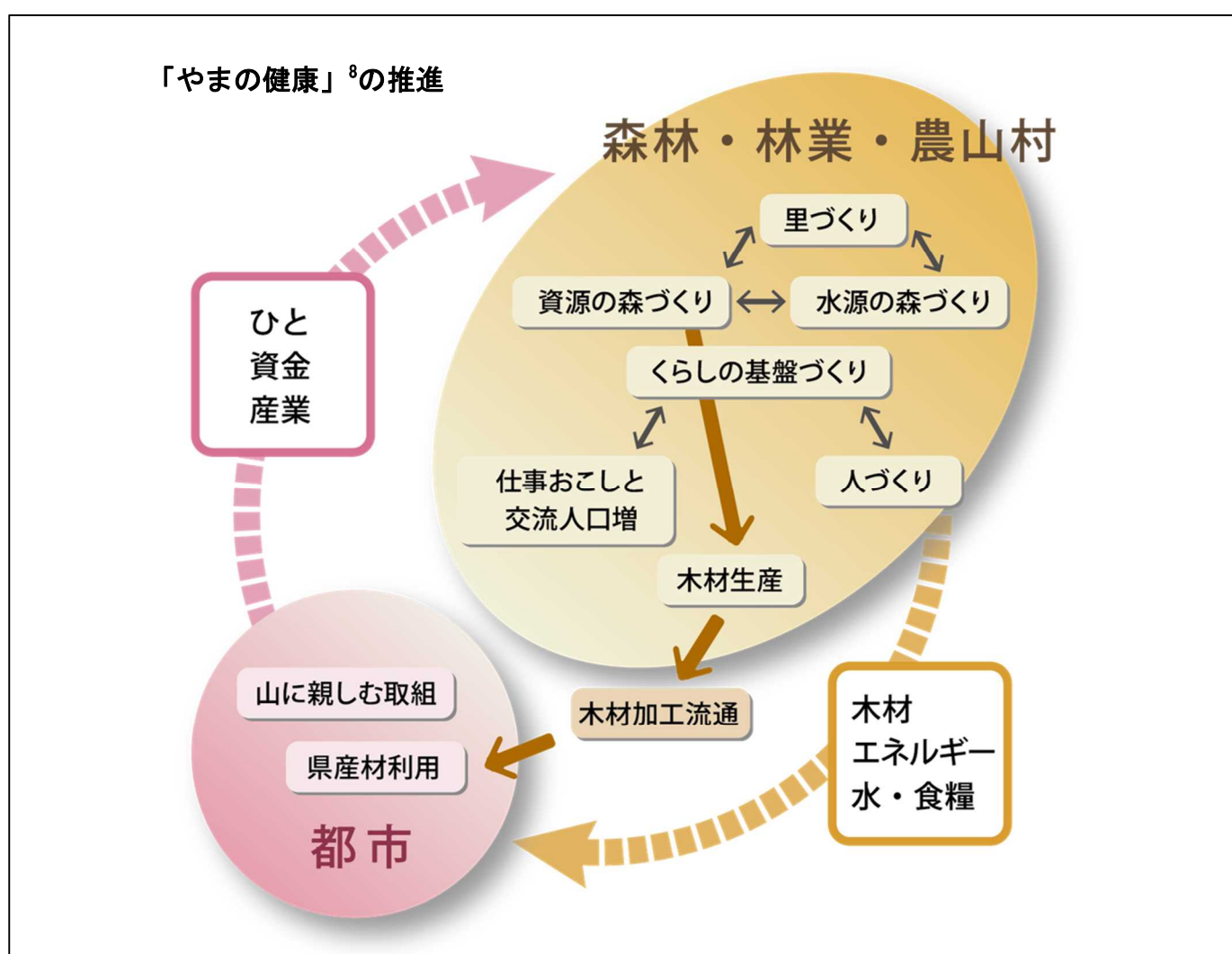
(2) **方針2** 地域づくり ～多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり～

森林づくりへの県民の理解と積極的な参加を促進し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進します。

・ **目指す地域の姿**

現在、農山村地域では、過疎化・高齢化により地域の森林の適切な管理が困難となっています。こうした地域が今後も持続的に森林を支えていくには、森林を活用しながら地域を維持していくための様々な基盤づくり・環境づくりが必要です。

様々な森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の多くの人々との交流や経済循環を生み出すことにより、農山村が活性化している姿を目指します。



「やまの健康」の推進イメージ

⁸ 「やまの健康」とは、森林・林業・農山村を一体的に捉え、琵琶湖を取り巻く森林・農地が適切に管理されるとともに、農山村の価値や魅力に焦点を当て、地域資源を活かしたモノ・サービスなどによって経済循環や都市や農山村との関わりをつくることで、農山村が活性化している姿を目指すこと。

(3) 方針3 産業づくり ～森林資源の循環利用による林業の成長産業化～

森林所有者への利益還元や林業従事者の所得増を目指すため、搬出間伐に加えて主伐・再造林を計画的に進め、森林資源の持続的な循環利用に取り組み、川上から川中・川下に至る林業・木材産業の活性化を、10年後を見据えながら推進します。

・目指す林業・木材産業の姿

I C Tを活用した森林資源の把握や川上における林業生産活動と併せ、県産材の安定供給や輸出をはじめとする安定的な出荷先の確保、様々な用途への確実な利用を促進することにより、種苗生産、森林整備、素材生産、建築、木質バイオマス利用など、適切なサプライチェーンが構築され、森林資源の循環利用に関わる多様な県内産業が活性化している姿を目指します。

サプライチェーンの構築 双方向の情報共有	川上	主伐・再造林の促進、林業専用道等の整備や機械化等の基盤整備、林業のI C T化による持続的な林業活動の推進（県産材利用促進条例第11、16条関連）
	川中	本県の地の利を活かし、ニーズに対応した県産材の県内外へのお荷、連携・協業等による県産材の加工や流通体制の改革（県産材利用促進条例第12、17条関連）
	川下	住宅や公共施設、民間非住宅での利用促進、木質バイオマス等の様々な用途で需要を創出し、県産材の利用を促進（県産材利用促進条例第13、14、15、19条関連）

森林経営計画の作成促進
間伐等森林整備の推進



川上…計画的な主伐・再造林の実施、効率的な伐採・木材生産、路網、機械等のインフラ整備
集約化、境界明確化



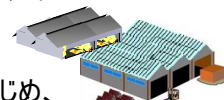
育てる

伐る

川中…本県の地の利を活かし、ニーズに対応した県内外へのお荷・加工・流通体制の改革

成長産業化に向けた
健全な林業のサイクル

川下…民間非住宅をはじめ、
多様な用途での県産材利用



植える

使う



再造林の低コスト化の推進
県内種苗生産の推進



公共施設



住宅



CLT



木育



木製品

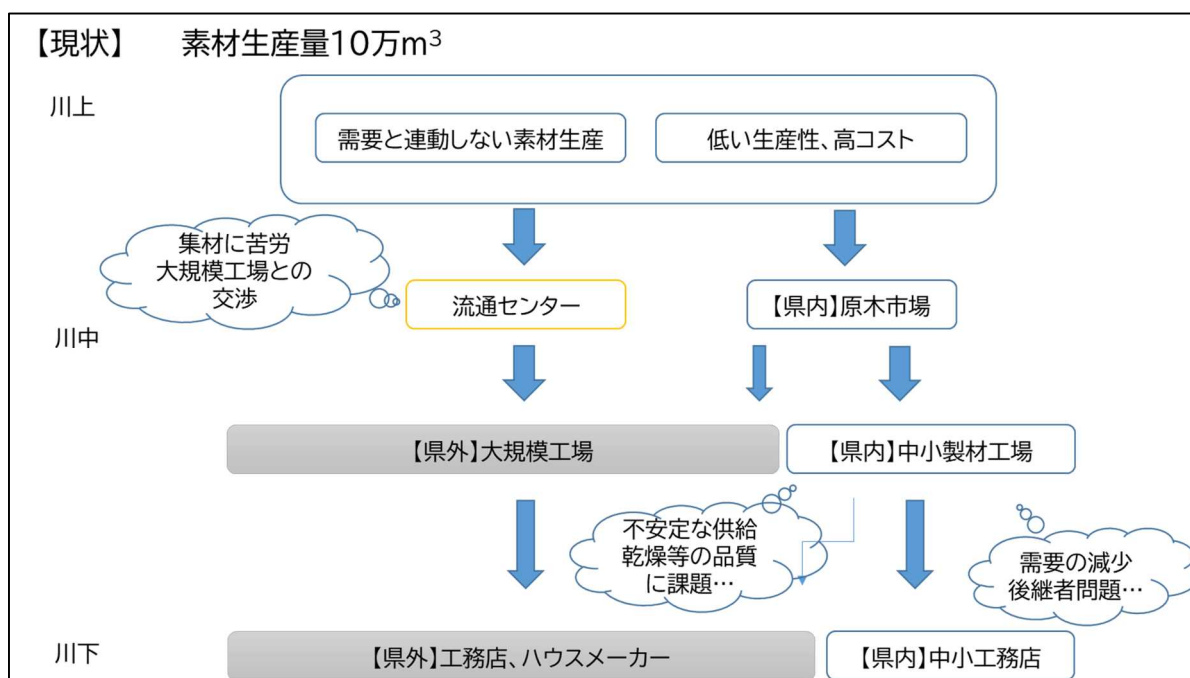


製紙用チップ・バイオマス燃料

林業の成長産業化のイメージ

林業・木材産業の現状

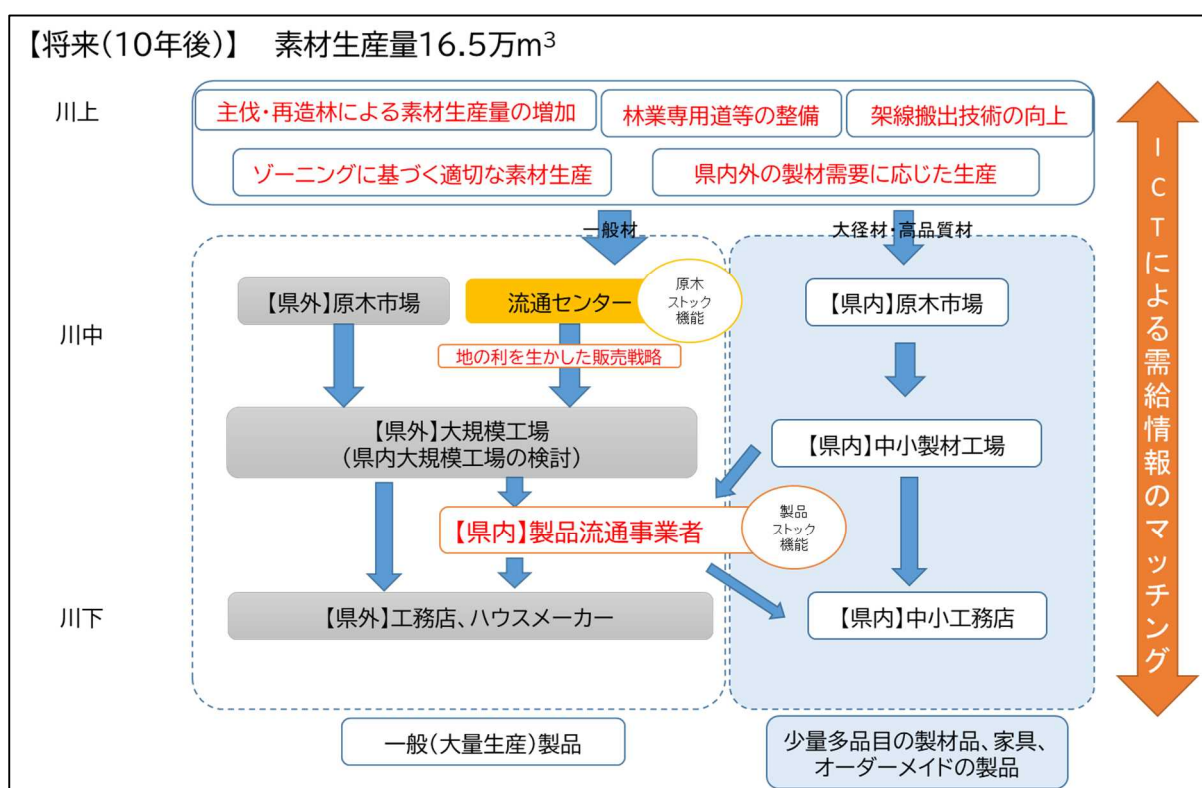
- ・需要と連動しない素材生産が行われており、木材の安定供給に不安がある。
- ・生産性が低いため、山主の収益が少ない。
- ・素材生産量が少ないため、大型製材工場との価格交渉力がない。
- ・川上と川中の情報共有が不足しているため、木材需要に応えることができない。
- ・県内の製材工場では、後継者問題が発生しつつある。



林業・木材産業の現状

林業・木材産業の将来 ～10年後（2030年度）～

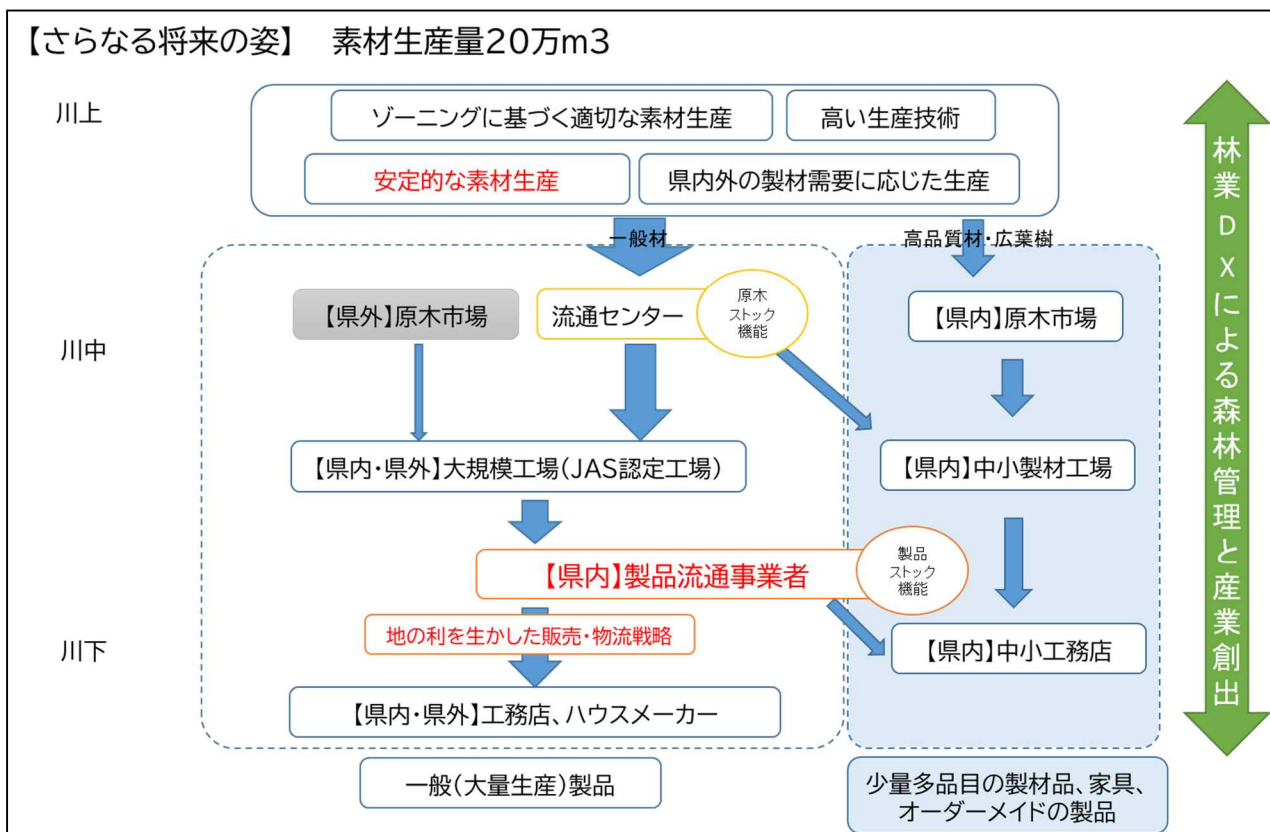
- ・主伐・再造林による素材生産量が増加し、素材生産量は16.5万m³となる。
- ・林業専用道等の基盤整備が進み、ゾーニングに基づく適切な素材生産が行われる。
- ・川上、川中、川下の双方向の情報共有が行われ、製材需要に応じた生産が行われる。
- ・県内製品流通事業者と中小製材工場が連携し、地の利を生かしたサプライチェーンが構築される。
- ・木材流通センターが核となり、県外大型工場向けに地の利と情報を活かした出荷が行われる。
- ・将来の県内大型工場の立地に向け、検討が始まる。
- ・中小製材所では、大径材や高品質材の製材が行われ、地元の工務店に向け多様な木製品が生産される。



林業・木材産業の将来イメージ（10年後）

林業・木材産業の将来 ～さらなる将来の姿～

- ・主伐・再造林が進み、バランスの取れた林齢構成を目指す。
- ・循環林から 20 万 m³ の素材が安定的に生産される。県内木材需要に応えるとともに、県外にも製品が出荷される。
- ・県内に大型の製材工場が立地され、県内外の工務店やハウスメーカーに対し、地の利を生かした出荷が行われる。
- ・中小製材工場の連携が進み、適正な在庫管理によりニーズに応じた製品の供給が行われる。



林業・木材産業の将来イメージ（さらなる将来の姿）

※ 川上・川中・川下の連携強化により流通の効率化やマーケットインの視点に立った需要に応じた製品の安定供給を進めます。

(4) **方針4** 人づくり ～豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり～

森林・林業・木材産業や農山村の活性化に関わる担い手の確保・育成を図るとともに、次代を担う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進します。

・目指す人づくりの姿

【森林・林業・木材産業の担い手の確保・育成】

「滋賀もりづくりアカデミー」を中心的な人材育成機関とし、既存就業者の能力向上、新規就業者の人材育成、また森林経営管理制度に対応する市町職員の人材育成を行います。（県産材利用促進条例第18条関連）

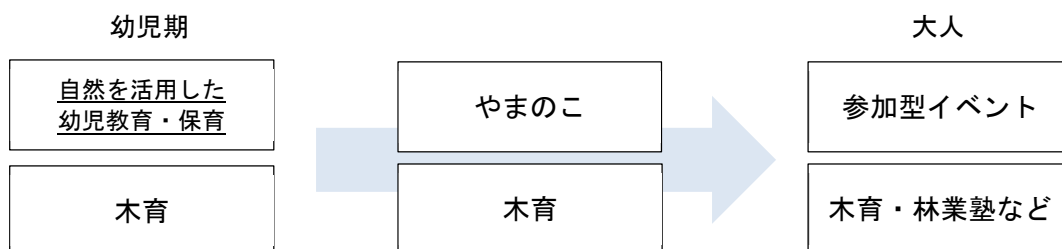
また、県産材の利用を促進するために、他機関と協力し、木造建築に関わる設計士や施工に携わる者、製材所等の人材育成を行います。（県産材利用促進条例第18条2関連）

【森林環境学習】

自然の中での体験を重視した自然保育や「やまのこ」をはじめとする体験型の森林環境学習を継続、着実に推進し、森林づくりへの関心や理解を深めます。

【木育】

木育拠点を整備することで、あらゆる世代へ木育を推進し、森林の重要性や県産材を使うことの意義への理解を広めます。（県産材利用促進条例第19条関連）



※ しが木育の推進

滋賀の木育、「しが木育」とは、子どもから大人まであらゆる世代が、木とふれあい、木に学び、木と生活することにより、暮らしと森と琵琶湖のつながりを理解し、豊かな心を育む取組です。

本県では、『つなぐ「しが木育」指針』を策定し、木育を通じて木の持つ癒しやぬくもりを感じ健康で快適に暮らすとともに、「やま」や森林に関心や慈しみを持つことにより「やまの健康」・「健康しが」が実現され、滋賀の木づかいの文化や森川里湖のつながりが次の世代に引き継がれている姿を目指します。



4 SDG s（持続可能な開発目標）およびMLG sの達成に向けた取組

SDG sには、17の目標の下に169のターゲットがあり、森林・林業・木材産業に関連する様々なターゲットが含まれています。

本県は持続可能な滋賀を実現するとともに、SDG sおよびMLG sの達成を目指しています。本計画を推進することで、以下のとおり、SDG sおよびMLG sのゴール・ターゲットの達成に貢献します。

※ 関連するSDG sおよびMLG sの主なゴールとターゲット

ゴール	ターゲット	主な関連分野
4 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 	4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	森林環境学習
	4.3 2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	森林・林業人材育成
6 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する 	6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。	森林整備 森林生態系保全
7 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 	7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	木質バイオマス利用
8 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する 	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	森林・林業人材育成 林業生産活動振興
9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る 	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	林業生産活動振興

11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 	11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	治山事業
12 持続可能な生産消費形態を確保する 	11. a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	農山村活性化 県産材利用
13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる 	12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	農山村活性化 県産材利用 県民協働による森林づくり
15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。	森林吸収源対策 森林整備 森林生態系保全
17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	森林施策全般 県民協働による森林づくり

SDGs × MLGs

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
1 貧困をなくそう								●	●	●			●
2 飢餓をゼロに		●											
3 持続可能な成長を達成しよう									●	●	●	●	●
4 質の高い教育をみんなに			●			●				●	●	●	●
5 ジェンダー平等を實現しよう												●	●
6 安全な水とトイレを世界中に	●	●		●	●	●					●	●	
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに							●						
8 働きがいも経済成長も		●	●		●	●	●	●	●		●	●	
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
10 人や国々の格差をなくそう									●	●		●	
11 住み続けられるまちづくりを	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
12 つくばる資源、つなぐ未来	●	●		●		●			●		●	●	
13 気候変動に具体的な対策を	●	●	●		●		●		●				
14 海の豊かさを守ろう	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●
15 陸の豊かさも守ろう	●	●	●		●	●	●		●	●			●
16 平和と正義をすべての人に											●	●	●
17 パートナリシップで目標を達成しよう				●		●			●	●	●		●

「マザーレイクゴールズ（MLGs）アジェンダ」より引用

第5 施策の体系

基本方針

方針

基本施策
(計画期間の10年間で行う施策)

重点プロジェクト

琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり

やまの資源をフル活用した収益の最大化

方針1

多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

施策1

- (1) 適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進
 - ・多面的機能を重視した森林づくり
 - ・持続可能な森林づくり
 - ・市町と連携した森林経営管理制度の円滑な推進
 - ・地球温暖化防止に貢献する森林づくり
- (2) 災害に強い森林づくりの推進
 - ・県民生活の安心・安全に配慮した森林づくり
 - ・琵琶湖の水源林の適切な保全・管理
- (3) 生物多様性の保全
 - ・生物多様性が保全された豊かな森林づくり

前期後期5か
年で重点的に
実施する施策

1 花粉の少ない
再造林促進プ
ロジェクト

2 災害に強い森
林づくりプロジ
ェクト

3 「やまの健康」
推進プロジェク
ト

4 公共建築物木
造化プロジェク
ト

5 木質バイオマ
ス地域循環プ
ロジェクト

6 木育活動促
進プロジェクト

7 林業人材育
成プロジェクト

方針2

多様な主体
との協働に
より進める
森林・林
業・農山村
づくり

施策2

- (1) 多様な主体による森林づくりの推進
 - ・多様な主体による森林づくり
 - ・県民の主体的な参画の促進
- (2) 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の
一体的な推進
 - ・森林や地域資源を活用した農山村の活性化
 - ・地域を担う人づくりの推進
 - ・森林文化の振興

方針3

森林資源の
循環利用に
よる林業の
成長産業化

施策3

- (1) 活力ある林業生産の推進
 - ・林地境界の明確化や集約化の推進
 - ・路網整備や機械化による生産性の向上
- (2) 県産材の加工・流通体制の整備
 - ・県産材の需給情報の共有、地域の実情に応じた安定的な供給体制の構築
 - ・ニーズに対応した製品の安定供給や加工体制の整備
 - ・県産材の加工、流通を担う人材の育成
- (3) あらゆる用途への県産材の活用
 - ・県産材の魅力の発信、しが木育の推進
 - ・公共施設における県産材の活用
 - ・民間施設における県産材の活用
 - ・県産材の新規需要開拓の推進
 - ・木質バイオマスの有効利用
- (4) 人口減少社会を見据えた I C T 等を活用した
林業・木材産業の競争力強化
 - ・精度の高い森林資源情報、地形情報等の把握とクラウド
化
 - ・I C T を活用した県産材のサプライチェーンの構築

方針4

豊かな森林
を未来に引
き継ぐ人づ
くり

施策4

- (1) 林業の担い手の確保・育成
 - ・若年層の就業意欲の喚起、新規就業者の確保
 - ・森林・林業に関わる総合的な人材の育成
 - ・森林組合および林業事業体の育成と経営力の向上
- (2) 次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成
 - ・森林を通じた学びの提供
 - ・森林所有者の理解、意欲の高揚

第6 基本施策

計画期間の10年間に行う基本的な施策を以下のとおり定めます。

1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

森林の持つ機能や立地条件などを的確に判断し、ゾーニングに応じた林業生産活動を促進するとともに、生産活動に適さない人工林では強度間伐針広混交林化を行い下層植生の繁茂を促すなど、適切な状態への誘導を図ります。また、身近な里山や、奥山の天然林についても、適切な保全を図ります。

森林の整備および保全、森林に被害を及ぼしている動物に対して被害防除や生息環境管理を行うなどの環境に配慮した森林づくりを通じて、琵琶湖の保全および再生や流域治水における雨水貯留浸透機能など、多面的機能の持続的発揮に貢献します。また、世界農業遺産の構成要素としての水源林の保全や、琵琶湖保全再生法に規定する森林の整備・保全にも貢献します。

(1) 適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進

ア 多面的機能を重視した森林づくり

- ① 効率的な森林整備のための集約化や森林組合等が行う森林経営計画の作成を支援します。
- ② 航空レーザ計測等による精度の高い地形情報や森林資源情報を取得し、その活用による森林所有者や境界の明確化および既存の森林資源情報の精緻化に努めます。
- ②③ 森林クラウドの運用や人工衛星による監視の仕組みの導入などにより、森林資源情報や施業履歴等の効率的な収集と確実なデータ更新を進めます。
- ③④ 森林の多面的機能の持続的な発揮のため、森林経営計画に基づく計画的な除間伐を推進します。
- ④⑤ 針広混交林化や複層林化など、多様な樹種や齢級で構成された森林への誘導を促進します。
- ⑤⑥ 針広混交林への誘導手法や効果の検証など、環境に配慮した森林づくりのための調査・研究を継続的に実施し、科学的知見に基づいた森林づくりを行います。
- ⑥⑦ 県営（有）林や造林公社営林地など公的に管理された森林が、多面的機能を高度に発揮するように適切な森林整備に努めます。

イ 持続可能な森林づくり 県産材利用促進条例第11条関連

- ① 主伐・再造林に対する森林所有者の機運を醸成することにより主伐・再造林を促進し、人工林の適切な更新を図りるとともに、花粉発生源対策に貢献します。
- ② 花粉の少ない森林への転換促進および「新しい林業」の構築に向けて、伐採・造林一貫作業等の再造林の低コスト化への取組の支援や、ドローンによる苗木等資材の運搬やICTハーベスタ⁹等の活用による効率化・省力化を支援します。
- ③ 再造林に対応したエリートツリー¹⁰等の種苗の生産体制の強化を図ります。

⁹ ハーベスタは、立木の伐倒し、枝を除去し、長さを測定して切断し、切断した木材を集積する作業を連続して行う機能を備えた林業機械である。ICTハーベスタとは、従来の機能に加え、木材の材積を自動計測するなど素材生産のデータ管理機能を持つものや、幹1本が最大の価格となるように自動的に採材する機能等を持つハーベスタのこと。

¹⁰ 国立研究開発法人森林研究・整備機構が成長や材質等の形質が良い精英樹同士の人工交配等を行って得られた個体の中から成長等がより優れたものを選抜して得られた精英樹のこと。

- ④ 少花粉スギ・ヒノキやマツ材線虫抵抗性マツなど、ニーズに対応した林木育種を推進します。
- ⑤ 関係団体による再造林支援体制の構築を支援します。
- ⑥ 再造林地において、効果的なニホンジカの被害防除対策の実施と併せ、ニホンジカの捕獲の推進を図り、人工林の確実な更新を図ります。

ウ 市町と連携した森林経営管理制度の円滑な推進 県産材利用促進条例第 11 条関連

- ① 森林経営管理法に基づき、市町が主体となった森林の経営管理の集積や公的管理への支援に努めます。
- ② 「滋賀県森林整備協議会」の場等を通じ、森林所有者への意向調査や境界明確化の助言を行うとともに実効性のある仕組みの構築を推進します。

エ 地球温暖化防止に貢献する森林づくり 県産材利用促進条例第 11 条、第 13 条第 1 項、第 15 条関連

- ① 計画的な除間伐や間伐材等の適切な仕分けによる多目的利用を実施することにより、森林吸収源対策を促進します。
- ② 生長旺盛な森林づくりにより二酸化炭素の吸収・固定を促し、森林吸収源として GX 推進戦略や“しがCO₂ネットゼロ”ムーブメントに貢献する観点から、伐採・生産された県産材の利用に取り組み、再造林等により森林の若返りを図ります。
- ③ 間伐材や林地残材等を活用し、再生可能エネルギーの一つである木材チップ等の木質バイオマス燃料の生産・利用を促進します。
- ④ 計画的な除間伐に基づいた森林管理プロジェクトによる J-クレジットの創出や、環境意識の高い企業等とクレジットの取引を行うカーボン・オフセットの取組を支援し、さらなる森林整備や森林吸収源対策を促進します。

森林における二酸化炭素吸収量

滋賀県の森林吸収量に係る二酸化炭素吸収量については、国の「地球温暖化対策計画」（令和 3 年 10 月）で示された森林吸収量を本県の森林面積および素材生産量（HWP）で按分して算定しています。

滋賀県における 2018 年度の吸収量は 44 万 t-CO₂ でした。従来の 2030 年度の吸収量の目標値は 22.6 万 t-CO₂ でしたが、令和 4 年（2022 年）3 月に策定された「滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」において、伐採・再造林を計画的に進めることにより、2030 年度の吸収量の目標値は 28.4 万 t-CO₂（従来目標値より+25.7%）と定められました。

なお、森林の二酸化炭素吸収量算定の根拠となる林分収穫予想表について、現行のものはまだ高齢林の少ない時期に作成されたものであり、80 年生を越える高齢林に対する成長予測が十分ではないことから、当県においても林分収穫予想表の見直しが課題となっています。

(2) 災害に強い森林づくりの推進

ア 県民生活の安心・安全に配慮した森林づくり

- ① 山地災害の復旧や、保安林機能を向上させる森林整備等の取組を推進します。
- ② 山地災害危険地区等における着実な治山施設の整備による災害の未然防止に努めます。
- ③ 道路等のライフライン沿いで危険木除去や間伐等の森林整備を行うため、関係者（県、市町、電力会社、電話会社、森林組合等）で調整を行う仕組みの構築を図り、減災に資する森林整備を推進します。
- ④ 奥地森林をはじめ条件不利地における風倒木の被害森林等について、二次被害の防止等のための復旧に向けた取組を推進します。
- ⑤ 近年の気候変動を踏まえた災害に強い森林づくりに向け、効果的な森林整備手法について調査、検討を行います。
- ⑥ 流域の広域的な課題に対し、部局連携を図りつつ、治山事業を始めとする土砂発生源対策の取組を推進します。

イ 琵琶湖の水源林の適切な保全・管理

- ① 森林の土地の取引などの権利の移転等の情報を把握し、不適切な土地利用を監視・指導することにより、水源林の適正な管理を推進します。
- ② 「水源林保全巡視員」を配置し、森林の地形や被害等のデータの収集に努めることで、森林保全上の問題を把握し、その対策に資することとします。
- ③ 経営管理がされていない森林について、森林の公的管理を進める新たな枠組みを検討・推進します。
- ②④ 人工衛星等により森林の変化を的確に把握できる森林監視の仕組みを検討します。

(3) 生物多様性の保全

ア 生物多様性が保全された豊かな森林づくり

- ① 植栽によらず、自然の遷移に委ねた森林管理などにより、多様な森林生態系の保全を図ります。
- ② 多様な主体による捕獲や担い手の育成、他府県との連携による効果的な捕獲等先進的な捕獲手法の検証等によりニホンジカの生息密度の低減を図ります。
- ③ 被害防除対策や生息環境管理対策を推進し、林木や森林土壌の保全等を推進します。
- ④ 奥山の天然林に代表される巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系の保全や、里山における農山村文化の継承・発展などの取組を支援します。
- ⑤ ナラ枯れや野生動物による森林被害等、森林病虫獣害の防除を推進します。
- ⑤⑥ 企業と連携した生物多様性保全の取組を支援します。

【基本指標】

1-1 適切なゾーニングによる森林の多面的機能の高度発揮

指標	令和元年度 (2019 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
----	--------------------	-----------------------

除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	54%	90%
----------------------	-----	-----

指標	令和元年度 (2019 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
民有林の森林経営計画カバー率	9 %	15%
合成公図作成面積	11, 259ha	42, 000ha

1-2 生物多様性の保全

指標	平成 29 年度 (2017 年度) (前回計測時)	令和 12 年度 (2030 年度)
下層植生衰退度 3 以上の森林の割合	19%	10%

注：県で実施している下層植生衰退度調査において、「無被害」および「衰退度 0」から「衰退度 4」までの 6 段階に区分している被害程度のうち「衰退度 3」は半数以上の森林で高木の後継樹が消失、傾斜地では約 10%の森林で強度の土壌侵食が発生する衰退度。（平成 24 年度に調査を行い 180 か所中 36 か所が「衰退度 3 以上」）（この指標については、5 年後を目途に調査を行う。）

2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

(1) 多様な主体による森林づくりの推進

ア 多様な主体による森林づくり 県産材利用促進条例第 16 条関連

- ① 県内各地の森林ボランティア活動等に関する情報を収集発信して、その活動をサポートするとともに、森林所有者、地域住民、市町、森林づくり団体などが連携し、活動の輪が広がるよう支援します。
- ② 森林づくりに関心のある企業が、森林整備をはじめ森林空間や木材の利活用、カーボン・オフセット、生物多様性保全など、それぞれのニーズに応じた形で森林と関われるよう支援します。
- ③ 森林組合や地域、NPOなど多様な主体により、地域の状況に応じて適切な森林づくりが行われるよう支援します。

イ 県民の主体的な参画の促進

- ① 本県の森林の多面的機能の恩恵について、近江富士花緑公園¹¹をはじめとした森林公園を活用するなど、様々な媒体を通じた情報発信や普及啓発を行うことで、県民の森林づくりへの参画を促進します。
- ② 10月1日のびわ湖水源のりの日等の普及啓発に努め、びわ湖水源のりづくり月間における森林づくり活動を促進します。
- ③ 琵琶湖の水源である森林の重要性が認識されるよう下流の市民団体、ボランティア等と上流の森林所有者との上下流連携による森林づくりを推進します。
- ④ 第72回全国植樹祭のレガシーとして、森林・林業や農山村に対する意識醸成と県産材の利用促進、将来を見据えた持続可能な森林づくりなど、県民が一丸となって森林を「守る」「活かす」「支える」取組を進めます。
- ⑤ 緑の少年団¹²をはじめとした緑化活動に取り組む団体と連携し、県民の緑化意識の高揚を図ります。
- ⑤⑥ 企業支援、木育拠点整備を契機として、近江富士花緑公園をはじめとした森林公園の魅力を高め、より多くの県民に森林や木のぬくもりに触れていただけるようにします。

(2) 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

ア 森林や地域資源を活用した農山村の活性化 県産材利用促進条例第 16 条関連

- ① 森林の整備や木材生産を推進するとともに、地域資源を生かした商品やサービスの提供や都市部との交流などに取り組むことによって、移住・定住を促進するなど、農山村の活性化を推進します。
- ② 特用林産物や森林空間の活用を行う森林サービス産業¹³など、農山村地域から生み出される資源に着目した、新たな商品の開発等を促進します。

¹¹ 野洲市三上にある県立森林公園。

¹² 次代を担う子供たちが緑を育てる活動を通じ、心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体。滋賀県では63団が結成されている。

¹³ 山村の活性化に向けた関係人口の創出・拡大のため、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業。

イ 地域を担う人づくりの推進 県産材利用促進条例第 16 条関連

- ① 農山村の資源を活かした新たな森林・林業のビジネスを展開できる経営力のある人材の育成を支援します。
- ② 森林所有者の自発的な森林整備や生産活動を促進するため、林業研究グループや自伐型林業団体の活性化を図ります。

ウ 森林文化の振興 県産材利用促進条例第 19 条関連

- ① 林業遺産に認定された「木地師」などの森林文化や林業技術についての情報発信等を通じて、地域の活性化に努めます。
- ② 県内各地に存在する森林文化の価値を歴史的な遺産として保全し、その継承に努めます。

【基本指標】

2-1 多様な主体による森林づくりの推進

指標	令和元年度 (2019 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
森林づくりに関する講座等への参加者数※（累計）	66 人	1,400 人

※ 森林づくりに関する講座等とは、森林や森林づくりに関心を持ち、積極的に関わる人材を養成するために、県や市町等が実施する講座や研修会等のこと。現状値は過去 3 年間（平成 29 年度～令和元年度）の平均。

2-2 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

指標	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
「やまの健康」を具体化する企業等が関わる取組数（累計）	11 企業等	30 企業等

3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

(1) 活力ある林業生産の推進 県産材利用促進条例第 11 条関連

ア 林地境界の明確化や集約化の推進

- ① 効率的な森林整備のための集約化や森林組合等が行う森林経営計画の作成を支援します（再掲）。
- ② 航空レーザ計測等による精度の高い地形情報や森林資源情報を取得し、その活用による森林所有者や境界明確化および既存の森林資源情報の精緻化に努めます（再掲）。

イ 路網整備や機械化による生産性の向上 県産材利用促進条例第 11 条、第 16 条関連

- ① 素材生産の効率化を図るため、森林組合等の林業事業者による高性能林業機械の導入を支援し、低コスト施業を推進します。
- ② 周辺環境と調和を図りながら林道、林業専用地、森林作業道等の路網の整備に努め、トレーラーが進入可能な土場の整備や、地域の実情に応じた作業システムに基づく効率的な素材生産を推進することにより、森林所有者や林業従事者の所得向上に努めます。
- ③ 花粉の少ない森林への転換促進および「新しい林業」の構築に向けて、ドローンによる苗木等資材の運搬や ICT ハーベスタ等の活用による効率化・省力化を支援します。（再掲）
- ④ 航空レーザ計測等による精度の高い地形情報を活用した路網作成支援ソフトの導入による業務の効率化を支援します。
- ⑤ 県産材の安定供給を図るため、主伐・再造林の計画的な実施を推進します。
- ⑥ 森林組合合併によるスケールメリットを活かした施業の効率化や林業機械の稼働率の向上を支援します。
- ⑤⑦ 車両系と簡易架線系システムを組み合わせた素材生産の低コスト化を推進します。

(2) 県産材の加工・流通体制の整備 県産材利用促進条例第 12 条第 1 項関連

ア 県産材の需給情報の共有、地域の実情に応じた安定的な供給体制の構築

- ① 木材流通センターが核となり、需給情報の発信や出荷量の調整機能を果たし、県産材を集約して県内外の加工事業者等に向けて安定供給する体制を整備します。
- ② ICT の活用による流通の効率化や、木材流通センターの機能強化を図ります。

イ ニーズに対応した製品の安定供給や加工体制の整備 県産材利用促進条例第 12 条第 1 項、第 14 条関連

- ① びわ湖材産地証明制度に関する取組を支援し、森林関係法令に基づき合法的に生産された県産材が消費者の目に触れる機会を増やします。
- ② 県内外の製材工場の連携や県内製材工場の協業化により、地域のニーズに応じた県産材製品の供給が行われるよう支援します。
- ③ 県内の製材工場が品質や規格が明らかな JAS 製品を供給できるよう、JAS 等の認定の取得を支援します。
- ④ CLT など県内で加工ができない製品について、県外工場との連携を図ることにより納期の短縮やコスト低減に取り組み、利用を促進します。

- ⑤ 中小製材工場に対し、事業の継続に必要な支援を行います。
- ⑥ 木材需要側（製材工場等）と供給側を I C T で繋ぎ、木材生産・流通の合理化を促進するとともに、I C T の活用による生産性および品質の向上を支援します。
- ⑦ 滋賀県の特性を踏まえた大型製材工場の設置に向け、検討を行います。

ウ 県産材の加工、流通を担う人材の育成 県産材利用促進条例第 18 条第 1 項関連

- ① 森林組合等が搬出現場において、販売先のニーズに対応した木材供給や効率的な仕分けが行えるよう支援します。
- ② 木材加工・流通分野の人材育成を支援します。
- ③ 木材流通センターにおいて、県内外の需要者との取引のコーディネートができる人材の育成を支援します。

（３）あらゆる用途への県産材の活用

ア 県産材の魅力の発信、木育の推進 県産材利用促進条例第 14 条、第 19 条関連

- ① 県産材を使用した建築物等において、その機能性や環境貢献効果等の情報を発信することにより、消費者による県産材の選択的な消費につなげます。
- ② 品質やデザイン性に優れた魅力的な県産材製品を紹介し、消費者の木材利用への関心を高めます。
- ③ 木のぬくもりにふれることで木材の特性やその利用の意義について県民の理解を醸成するため、子どもをはじめとした様々な世代を対象に段階的に「しが木育」を推進します。
- ④ 「しが木育」推進のため整備した木育拠点施設整備を活用し、行うことで、更なる情報発信と普及啓発に努めます。
- ⑤ 観光・教育分野等の多様な主体との連携や企業等の民間活力を活かすことにより、「しが木育」を推進します。
- ⑥ 木育指導者認定制度や木造建築にかかる表彰制度を設けるなど、木材を利用する文化や伝承する活動を支援します。

イ 公共施設における県産材の活用 県産材利用促進条例第 13 条第 1 項、第 2 項関連

- ① 「建築物における滋賀県産木材の利用方針¹⁴」に則り、県自らが公共建築物の木造化・木質化等の県産材の活用に努め、庁内の連携体制をより一層強化しながら、新たに整備・改修する県施設は全て木質化します。
- ② 市町への助言等の支援を行い、県と市町が連携することにより、市町公共施設における県産材の利用を促進します。

ウ 民間施設における県産材の活用 県産材利用促進条例第 12 条第 1 項、第 14 条、第 18 条第 2 項関連

- ① 住宅における、構造材、内外装材および外構部材等への県産材の利用を促進します。

¹⁴ 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（令和 3 年 10 月 1 日法律第 77 号）第 11 条の規定に基づく滋賀県の方針。

- ② 波及効果の高い商業施設や倉庫などの非住宅建築物において、一般流通材やＣＬＴ、２×４スタッド等の構造材、内外装材や家具などの木製品でも県産材が活用されるよう助言や普及啓発等に取り組みます。
- ③ 建築物における木材利用を促進するために、建築主である事業者等との協定の締結を推進します。
- ④ 改正クリーンウッド法¹⁵に対応するために、デジタル技術を活用した合法木材のトレーサビリティシステムの構築を推進します。
- ⑤ 中大規模建築物の木造化のため建築士等の人材の育成や、木造化促進アドバイザーによる助言等の支援に取り組みます。
- ⑥ 建築士等が主体となった県産材利用促進団体の設立やその団体による民間施設の木造化促進等の活動を支援します。

エ 県産材の新規需要開拓の推進 県産材利用促進条例第 14 条、第 17 条関連

- ① 交通網が発達し、都市部とも近い本県の特徴を活かし、県産材製品が県外でも取引されるよう、業界団体と連携し、ＰＲなど販路拡大の取組を促進します。
- ② 森林資源の新たな利用方法について、製品開発や調査研究に取り組む企業等を支援することなどにより、実用化を促進するとともに、技術の普及や施策への反映を図ります。

オ 木質バイオマスの有効利用 県産材利用促進条例第 15 条関連

- ① 未利用となっている木質バイオマスを有効利用することは、脱炭素社会の構築に寄与することから、木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。
- ② 木質バイオマス利用に関する新たな用途の開拓や企業と連携した技術の調査研究および開発を支援します。

(4) 人口減少社会を見据えた ICT等を活用した林業・木材産業の競争力強化

先進的な技術に基づく精緻な森林資源情報の把握や、原木流通情報の ICT 化等によるスマート林業の構築に努めます。

ア 精度の高い森林資源情報、地形情報等の把握と利便性の向上 県産材利用促進条例第 11 条関連

- ① 航空レーザ計測等の精度の高い森林資源や地形情報の把握を行い、市町や森林組合等の林業事業者との情報の共有や林業活動に活用するための環境整備を支援し、スマート林業を推進します。
- ② 森林クラウドを構築し、効率的な林業経営の基盤整備の推進を行います。
- ③ 森林資源解析データをオープンデータ化し、研究機関や産業界と連携し、効果的なデジタルデータの活用を検討します。

イ ICTを活用した県産材のサプライチェーンの構築 県産材利用促進条例第 12 条第 1 項関連

- ① 素材生産情報の記録や素材検収の自動化等、素材生産の効率化を支援します。

¹⁵ クリーンウッド法「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号）の改正案が令和 5 年（2023 年）4 月 26 日に可決成立、5 月 8 日に公布された。2 年以内に施行され、木材関連事業者に対し木材の合法性確認が義務化される。

- ② 木材需要側（製材工場等）と供給側を I C T でつなぎ、木材生産・流通の合理化を促進します。（再掲）

【基本指標】

3-1 活力ある林業生産の推進

指標	令和元年度 (2019 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
県産材の素材生産量	100,800 m ³	165,000 m ³

指標	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
林業従事者の平均給与	3,400 千円	4,300 千円

3-2 県産材の加工・流通体制の整備、あらゆる用途への県産材の活用

指標	令和元年度 (2019 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
びわ湖材製品出荷量※（原木換算）	64,750 m ³	115,000 m ³

※ びわ湖材製品（製材品、合板等）の出荷量。

3-3 あらゆる用途への県産材の活用

指標	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
しが木育に親しむ人の数（累計）	2,226 人	30 200,000 人

指標	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
県の整備する公共施設のびわ湖材による内装等木質化率※	80%	100%

※ 県が新たに建築もしくは改修する際に、内装および外装にびわ湖材を使用した公共建築物を対象とする。法令上、木材利用ができない建築物や小規模な改修は除く。

3-4 ICT等を活用した林業・木材産業の競争力強化

指標	令和元年度 (2019 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
林業産出額	10.8 億円	13.8 億円

4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進

(1) 林業の担い手の確保・育成

ア 若年層の就業意欲の喚起、新規就業者の確保 県産材利用促進条例第 18 条第 1 項、第 2 項関連

- ① 林業労働力確保支援センターが行う雇用のマッチングや積極的な情報発信などにより、新規就業の促進を図ります。
- ② 緑の雇用事業等を活用し、新規就業者の技術習得や労働安全衛生を推進し、雇用の定着を促進します。

イ 森林・林業に関わる総合的な人材の育成 県産材利用促進条例第 18 条第 1 項、第 2 項関連

- ① 「滋賀もりづくりアカデミー」において、安全かつ専門性の高い現場技術を有する人材の育成に取り組めます。
- ② 「滋賀もりづくりアカデミー」において、集約化や境界明確化に重要な役割を果たす森林施業プランナーや木材の有利販売を担う森林経営プランナーの能力向上を図りますに取り組めます。
- ③ 森林経営管理制度の推進など、森林・林業行政における市町の役割が高まっていることから、「滋賀もりづくりアカデミー」において、市町職員の人材育成を推進します。
- ④ 県職員が、日進月歩の I C T 活用等の知識を常にアップデートし、現場で活用できるよう、研修の実施などに取り組めます。
- ④⑤ オーストリアの林業を学び、交流を深めることで本県林業の向上を目指します。

ウ 森林組合および林業事業体の育成と経営力の向上 県産材利用促進条例第 18 条第 1 項関連

- ① 森林組合が地域の森林経営の中核的な担い手としての役割を果たせるよう、滋賀県森林組合変革プラン基本方針に基づき 1 県 1 組合を目指すことをはじめ広域合併を契機として、経営改善による運営基盤を確立させることとします。また組織体制の充実と人材の育成を図ります。
- ② 森林経営管理制度に対応した意欲と能力のある林業経営者を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進などの生産基盤の充実を図ります。
- ③ 成熟期を迎える人工林資源の有効活用を図るため、架線技術者や素材生産の担い手となる技術者を育成します。
- ④ I C T を活用できる現場技術者の育成を支援します。
- ⑤ 林業従事者のやりがいや満足度の向上に向けた取組を支援します。
- ⑥ 森林・林業に関する専門的な知識や技術を有する林業普及指導員ならびに森林総合監理士が、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町や森林組合等への技術的支援を的確に実施します。
- ④⑦ 林業事業体の労働安全衛生等雇用環境について改善指導することなどを通じて、働きたいと思える職場づくりを支援します。

(2) 次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成

ア 森林を通じた学びの提供 県産材利用促進条例第 19 条関連

- ① 森林づくり体験や木とのふれあいの場として、既存の施設や公有林などの活用を進め、さまざまな

世代の県民を対象に、森林環境学習を進めます。

- ② 幼児教育・保育に、森林など自然の中での活動を積極的に取り入れている団体や「やまのこ」をはじめとする森林環境学習の取組を学校や地域の実態に応じて推進し、森林づくりの担い手を育成します。
- ③ 滋賀もりづくりアカデミー等で培ったノウハウを活かし、グリーン・リスキリング¹⁶に取り組む企業等を支援します。
- ④ 木のぬくもりにふれることで木材の特性やその利用の意義について県民の理解を醸成するため、子どもをはじめとした様々な世代を対象に段階的に木育を推進します（再掲）。
- ⑤ 観光・教育分野等の多様な主体との連携や企業等の民間活力を活かすことにより、「しが木育」を推進します。（再掲）
- ⑥ 企業研修への活用等、幅広い世代へ「やまのこ」プログラムの提供を推進します。
- ⑤⑦ 令和7年（2025年）4月に開設される伊香高校「森の探求科」との連携や、出前授業などによる高校生への森林環境学習の実施を推進します。

イ 森林所有者の理解、意欲の高揚 県産材利用促進条例第19条関連

- ① 森林整備に対する森林所有者の意欲を高揚するため、間伐等の森林整備の重要性を普及啓発するとともに森林整備情報や技術情報の提供を推進します。
- ② 雇用・就業相談や森林管理技術の研修等により林業に関心を持つ県民を増やすとともに、新たに林業への参入や農山村における起業などに意欲ある人々の、多様な働き方への支援に努めます。

【基本指標】

4-1 林業の担い手の確保・育成

指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
滋賀もりづくりアカデミーで技術習得に取り組んだ新規林業就業者数（累計）	—	60名

指標	令和3年度 (2021年度)	令和12年度 (2030年度)
林業従事者数	243人	250人

指標	令和4年度 (2022年度)	令和12年度 (2030年度)
森林経営プランナー数（累計）	1人	7人

¹⁶化石燃料に依存した経済から、環境にやさしい脱炭素社会への移行を促進するために必要となるグリーン・スキルを身につけること。例えば、環境分野でのリスキリングに、森林をフィールドとして活用することや、講師を派遣することなどを想定しています。

4-2 次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成

指標	令和元年度 (2019 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
自然を活用した幼児教育・保育に取り組む 団体数※	5 団体	50 団体

※ 幼児教育・保育に、森林など自然の中での活動を積極的に取り入れている団体（保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育施設を運営している団体、認可外保育施設など継続的に保育等を行っている団体）

第7 重点プロジェクト

滋賀県基本構想実施計画（第~~1~~2期）（令和~~元~~5年度（20~~19~~23年度）～令和~~4~~8年度（202~~26年度））を踏まえ、琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の~~前期後期~~5年間（令和~~3~~8年度（202~~16~~20年度）～令和~~7~~12年度（20~~26~~30年度））において、重点的に進める施策を「重点プロジェクト」とし、具体的な計画の推進を図ることとします。~~

【重点プロジェクトの目指す方向】

- ・ 森林資源を持続的に循環利用できるよう林木の若返りを進め、人にも優しい健康な森林を作ること
で、二酸化炭素吸収源としての役割を果たします。
- ・ 災害に強い森林づくりを進めることで、安心して暮らせる農山村の生活環境の保全を進めます。
- ・ 森・川・里・湖のつながりを活かして、都市部と農山村を結ぶ「やまの健康」を進め、多様な県産材
利用の促進によって、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築を目指します。

1 花粉の少ない再造林促進プロジェクト

（1）プロジェクトのねらい

- ・ 立地条件の把握等に基づく生産適地の判断
- ・ 原木の安定供給や、伐採跡地への植栽等による確実な森林の更新
- ・ 少花粉スギ・ヒノキや広葉樹等の植栽による花粉発生源対策
- ・ 伐採・造林一貫作業システム、低密度植栽など、「新しい林業」に資するコストを抑えた再造林技
術の普及
- ・ 若く生長旺盛な森林を育てていくことによる、森林吸収源対策などの多面的機能の発揮
- ・ 県内産種苗の安定供給、種苗生産事業者の振興
- ・ 本県森林の実情に応じた植栽や保育技術の継承
- ・ 林業生産活動が低迷する中、森林所有者の生産意欲の高揚

（2）具体的な取組

- ① ICT等を活用した資源情報の把握等により生産適地を選択します。
- ② 市町や関係機関と連携した森林所有者や境界の明確化を推進します。
- ③ 伐採・造林一貫作業や低密度植栽の実践やモニタリングを行います。
- ④ 低コスト再造林技術の普及、事業体の育成を推進します。
- ⑤ 再造林の必要性や支援制度等について、森林所有者に周知します。
- ⑥ 低コストで効果的な獣害防止技術の開発や現場への適用、普及を促進します。
- ⑦ 少花粉スギ等花粉症対策種苗の生産技術に関する研究開発を促進します。

【目標値 1】

指標	令和 元 6年度 (20 19 24年度)	令和 7 12年度 (20 25 30年度)
年間再造林面積 (単年度)	11.5 31ha	50 100ha

【目標値 2】

指標	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 12 年度 (2030 年度)
スギ苗木生産に占める花粉の少ない苗木の生産割合	92%	95%

2 災害に強い森林づくりプロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・ 森林所有者の防災・減災に向けた森林整備への理解や意欲の向上 土石流等のリスクの高い地域の整備の推進により、重要インフラや集落等を保全
- ・ 県民生活に影響を及ぼす風倒木被害などの減少

(2) 具体的な取組

- ① 人家や公共施設等の上流などの特にリスクの高い山地災害危険地区の森林について、適切な森林整備や治山対策を推進します。
- ④② 伊吹山等、深刻な土砂流出が見られた森林について、県、市町等が適切な役割分担を行い、早期復旧に向けた取組を進めます。
- ②③ 道路等のライフライン沿いの森林について、関係者（県、市町、電力会社、電話会社、森林組合等）と連携し、優先的に対策を行う箇所における、モデル的な事業からスタートし、減災に資する森林整備等に取り組みます。今後、関係機関による連携のもと、全県的な取組となるよう取組を進めます。
- ③④ 奥地等の条件不利地における被害森林について、県、市町、森林組合等が適切な役割分担を行い、復旧に向けた取組を進めます。
- ④⑤ 災害に強い森林づくりのため、研究機関等と連携し、現地調査等を行い、現地条件に合わせた効果的な整備方法の確立に向けた取組を進めます。

【目標値】

指標	令和 元 6年度 (20 19 24年度)	令和 7 12年度 (20 25 30年度)
<u>ライフライン保全整備箇所数崩壊土砂流出危険地区《Aランク》における治山対策の実施率</u>	<u>—75%</u>	<u>25か所90%</u>

注：関係者との適切な調整のもと、予防的に伐採処理等が行われた箇所

3 「やまの健康」推進プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ~~・ポストコロナを見据えた取組を進めるとともに、農山村の活性化を図る~~
- ・農山村における森林資源や地域資源を活かした生業や収入源の確保
- ・農山村における関係人口・交流人口の増加による活性化と都市部の過密問題等の解決への寄与
- ~~・テレワークやワーケーション・二地域居住などのニーズに応じた働く場の提供~~
- ・森林サービス産業や企業等と連携した農山村の活性化

(2) 具体的な取組

- ① 天然林資源、特用林産物、森林空間などを活かした新商品や、食品や健康、~~や~~観光、教育などの他分野と組み合わせた新たな産業を創出する「6次産業化」の取組を支援します。
- ② 「FATHER FOREST LIFE～やまで健康になる、やまを健康にする～県民アクションガイド」を活用し、やまの魅力向上を図り、県民をやまに誘う啓発活動を行います。
- ~~③ 県内各地の世界遺産、日本農業遺産、日本林業遺産などの森林文化等の価値を発信し、地域の魅力の向上を図ります。世界農業遺産の認定や世界湖沼の日の制定を契機とした森林に関する普及啓発や、地域の魅力向上の取組を推進します。~~
- ~~④ 企業や団体が森林と関わる新たな仕組みづくりを行うなど、企業ニーズと農山村の地域資源のマッチングを推進します。~~
- ~~⑤~~

【目標値】

指標	令和 元 <u>6</u> 年度 (20 19 <u>24</u> 年度)	令和 7 <u>12</u> 年度 (20 25 <u>30</u> 年度)
地域資源の活用 に など農山村の活性化に取り組む森林・農山村団体の数 <u>(累計)</u>	<u>530 団体(見込み)</u>	<u>1540 団体</u>

4 公共建築物木造化プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・県や市町の公共施設の建築を担当する部局との連携促進
- ・県産材を取り巻く環境や実情に対応した加工・流通体制の構築
- ・需要に的確に対応する製品や原木の供給による県産材の市場からの信頼性の向上
- ・公共施設の非住宅木造建築に従事する設計士や工務店等との連携促進
- ・木のよさの見える化を図ること

(2) 具体的な取組

- ① 公共施設の発注を行う県や市町の建築関係課関連部局に対し、木材の調達や木造施設の設計等に関

する情報提供を行うなど、一層の連携を図ることにより、公共建築物の木造化および木質化を促進します。

- ② 県内および近接する県外において加工や流通の強みを持つ製材工場が連携協力し、公共施設等非住宅木造建築への県産材利用について、地域のニーズに応える体制の構築を支援します。
- ③ 公共施設等非住宅木造建築の計画設計や建築工事に従事する設計士、工務店等に対し、木造建築や内装等の木質化に関わる研修や情報交換等を行います。
- ④ 今後令和7年(2025年)に本県で開催が予定される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会を契機に、公共施設等への県産材利用を推進します。

【目標値】

(1) 公共建築物の木造化・木質化へのアドバイスの取組に関する指標

指標	令和 元 <u>6</u> 年度 (20 19 <u>24</u> 年度)	令和 7 <u>12</u> 年度 (20 25 <u>30</u> 年度)
県産材を活用する建築設計に関する支援を行った <u>公共建築物数</u> （累計）	<u>—26（見込み）—</u>	<u>3074</u> 件

※R元年度からの累計

(2) 公共建築物を含む非住宅全体の本造化に関する指標

指標	令和元年度 <u>—(2019年度)—</u>	令和7年度 <u>—(2025年度)—</u>
<u>産業用建築物※における本造率</u>	<u>5.8%</u>	<u>8.0%</u>

※—建築住宅着工統計による：公共建築物、民間非住宅の合計

5—木質バイオマス地域循環プロジェクト

—(1) プロジェクトのねらい—

- ・林地残材（未利用材）の有効利用
- ・県産材の木質バイオマスのマテリアル利用やエネルギー利用の促進
- ・木質バイオマスの熱利用や発電利用による再生可能エネルギーの地産地消の推進

—(2) 具体的な施策—

- ① 林内に放置される林地残材（未利用材）の搬出利用を積極的に推進します。
- ② 木材流通センターや原木市場を中心に、素材生産業者等の連携を進め安定的な流通体制の構築を支援します。
- ③ 県内の木材チップ加工工場をはじめ、木質バイオマス利用施設等への安定的な木質バイオマスの供給を推進します。

【目標値】

指標	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)
エネルギーとして利用される本質バイオマスの量	21,497 絶乾トン※	30,000 絶乾トン

※ 水分を含まない完全に乾いた状態の重さ

6.5 木育活動促進プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・ 県内全域での木育の推進
- ・ 県民の暮らしの中で木が使われ、自然と木に触れ親しむ環境の提供

(2) 具体的な施策

- ① 市町や関係団体、企業等と連携・協力して木育の場の確保を図ります。
- ② PR効果の大きい企業等における木材利用、木育活動を支援します。
- ③ 木育について、専門的な知識を有し、啓発を行う指導者の育成を図ります。
- ④ 県産材を用いた木のおもちゃなど、木育に関する製品を製造する木工所等への支援を行い、活用する主体との連携を図ります。
- ④⑤ 木育拠点施設を核とし、拠点施設を活用した発信を行うとともに、拠点施設以外で行われるイベント等の取組についても推進します。

【目標値】

指標	令和元6年度 (201924年度)	令和712年度 (202530年度)
本育指導者の数市町等と連携した県内の木育関連イベントの開催回数(単年度)	8回	15人20回

※しがモックでは定例的にイベントを行うため、ここではカウントしない。

※ 県産材利用にかかるプロジェクトの関係

県産材利用においては、ニーズに対応する製品の安定供給、県産材を活かす建築設計、また本質バイオマスの利活用、さらに県民全体で県産材利用の機運を醸成する「木育」の推進が重要な課題となっています。関連するプロジェクト(4、5、6)の取組の関係について以下に示します。

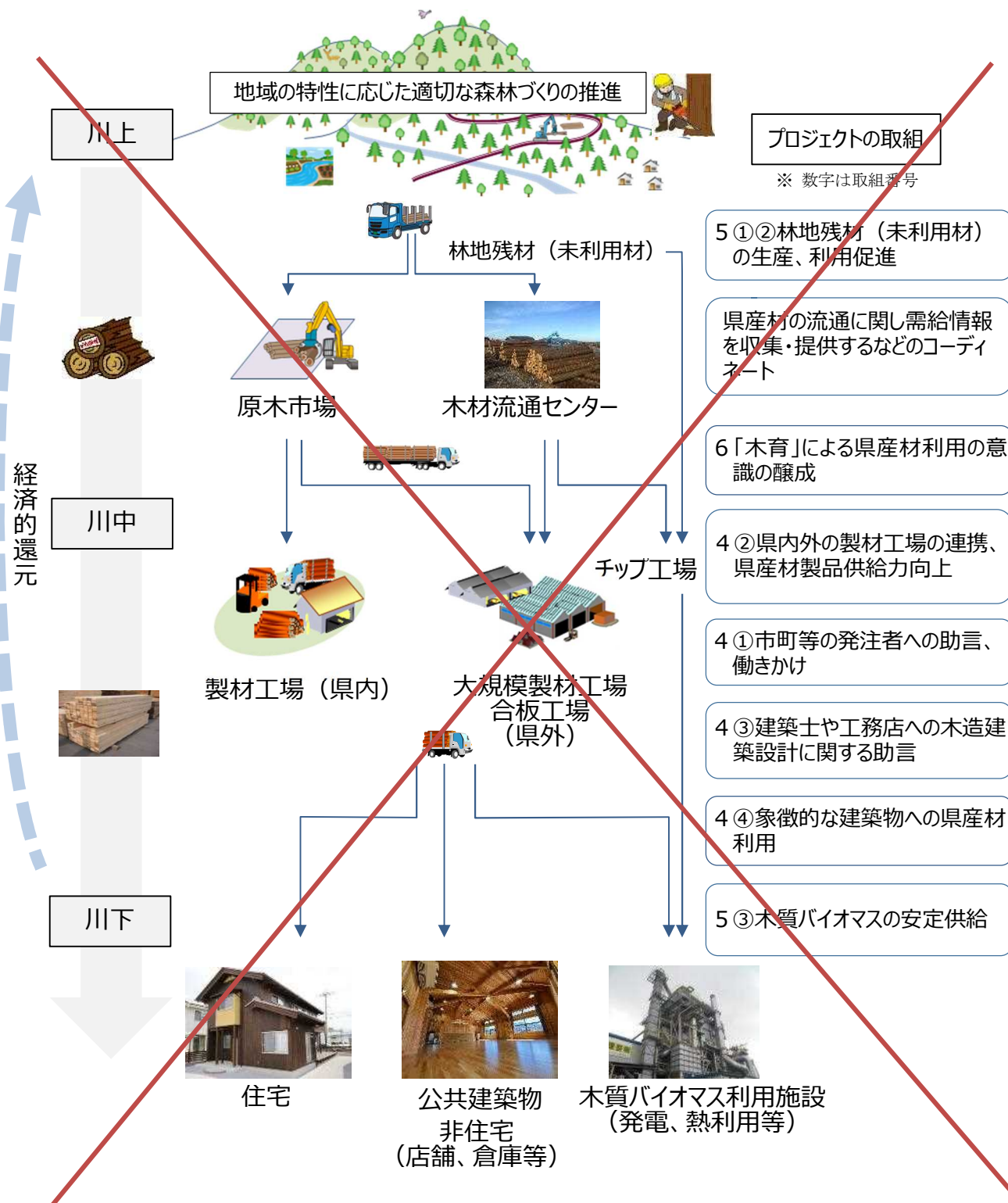


図-1 県産材利用にかかる各プロジェクトの関連イメージ

7.6 林業人材育成プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・安全かつ効率的な森林作業が実践できる人材の育成
- ・森林作業におけるICT等を活用した最新技術の導入
- ・林業生産活動における労働生産性、収益性の向上
- ・森林作業に携わる人材の定着率の向上
- ・農山村において、森林や地域資源を活かし暮らしを営む意欲のある人材の育成

(2) 具体的な施策

- ①「滋賀もりづくりアカデミー」において、林業就業者に対し、安全かつ専門性の高い技術の習得を促進します。

【習得を目指す技術の事例】

- ・ICTを活用した情報の把握や安全に配慮した林業機械の操作技術
- ・製材需要に的確に対応した木材の供給など、取引ニーズの把握手法
- ・森林や地域資源を総合的に活用した、農山村での暮らしを営むノウハウ

- ② 林業事業体への定期的な訪問等により、雇用環境の改善や労働安全衛生について指導助言します。

【目標値】

指標	令和 元 6年度 (20 19 <u>24</u> 年度)	令和 7 <u>12</u> 年度 (20 25 <u>30</u> 年度)
滋賀もりづくりアカデミーにおける既就業者コースで技能向上に取り組む作業 班 員数(<u>延べ人数、累計単年度</u>)	<u>＝125人</u>	<u>50班150人</u>

【目標値】

<u>指標</u>	<u>令和6年度</u> (<u>2024年度</u>)	<u>令和12年度</u> (<u>2030年度</u>)
<u>労働安全衛生に係る巡回指導数(単年度)</u>	<u>9事業場(R5)</u>	<u>16事業場</u>

第8 指標と主なSDGsターゲットとの関連

それぞれの施策において掲げる指標と、SDGsのターゲットとの関係について、以下のとおりします。

1 基本施策

施策番号	指標	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)	関連する主なSDGsターゲット
施策1	除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	54%	90%	6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。
	民有林の森林経営計画カバー率	9%	15%	
	合成公図作成面積	11,259ha	42,000ha	
	下層植生衰退度3以上の森林の割合	19%	10%	
施策2	森林づくりに関する講座等への参加者数（累計）	66人	1,400人	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
	「やまの健康」を具体化する企業等が関わる取組数（累計）	11企業等 (R4)	30企業等	
施策3	県産材の素材生産量	100,800 m ³	165,000 m ³	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	びわ湖材製品出荷量（原木換算）	64,750 m ³	115,000 m ³	
	林業産出額	10.8億円	13.8億円	
	林業従事者の平均給与	3,400千円 (R3)	4,300千円	
	県の整備する公共施設のびわ湖材による内装等木質化率	80% (R3)	100%	
	しが木育に親しむ人の数（累計）	2,226人 (R3)	30,000人	

施策 4	滋賀もりづくりアカデミーで技術習得に取り組んだ新規林業就業者数（累計）	—	60 名	4.1 2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	林業従事者数	243 人 (R3)	250 人	
	森林経営プランナー数	1 人 (R4)	7 人	
	自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体数	5 団体	50 団体	

2 重点プロジェクト

施策番号	指標	令和元年度 (2019 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	関連する主なSDG s ターゲット
1	年間再造林面積	11.5ha	50ha	15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
2	ライフライン保全整備 個所数	—	25 か所	11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
3	地域資源の活用に取り組む森林・農山村団体の数	5	15	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
4 (1)	県産材を活用する建築設計に関する支援を行った公共建築物数（累計）	—	30	12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
4 (2)	産業用建築物における木造率	5.8%	8.0%	
5	エネルギーとして利用される木質バイオマスの量	21,497 絶 乾トン	30,000 絶 乾トン	7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
6	木育指導者の数	—	15 人	12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
7	滋賀もりづくりアカデミーにおける既就業者コースで技能向上に取り組む作業班数（累計）	—	50 班	9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

第9 推進体制

1 財源の確保

琵琶湖森林づくり県民税および森林環境譲与税をはじめ、国庫支出金や一般財源等を活用し、着実な森林づくりに向けた事業に充てることとします。

2 進行管理と点検評価

- ・ 本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「PDCA型行政運営システム（計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－反映(Action)）」による進行管理を行います。
- ・ 年度毎に、事業の進行状況等を点検し、事業の効果や施策の方向性について評価します。
- ・ それらの結果を本計画等の改善に反映します。
- ・ 評価する機関は滋賀県森林審議会とし、毎年1回実施します。

3 実施状況の公表

県の森林づくりに関する施策の実施状況等は、県の広報誌やホームページ等で広く公表します。

4 関係者との連携・協力

県は、森林、林業、木材産業関係者をはじめ幅広い関係者と連携し、一体的に取り組むことにより、本計画の推進を図ることとします。各関係者には、以下の役割を担いながら、取組を推進することが期待されます。

森林づくりに関する様々な課題、特に放置森林対策に向けた森林情報の把握や境界明確化といった課題に対しては、市町や森林組合が構成員となる森林整備協議会を通じ、連携や合意形成を図り、協力して取り組むこととします。

(1) 市町

- ・ 森林経営管理制度を推進する主体であり、地域の合意形成、市町自らが行う森林経営管理等に取り組むことが必要です。
- ・ 市町村森林整備計画や林地台帳の作成主体であり、森林経営計画の認定を行う主体として、森林所有者や森林組合等に対し、積極的な指導・助言を行うことが求められます。
- ・ 公共建築物の発注者として、地元の木材業者や製材業者等から県産材を調達するなど、地域経済の活性化に重要な役割を担っています。
- ・ 公有林の経営にあたって、地域の林業や木材産業を牽引する中心的な役割が期待されます。

(2) 森林所有者

- ・ 自らが責任をもって適切な森林管理を行うことが求められます。
- ・ 自力で森林管理を続けることが困難な場合は、森林経営管理制度も活用しつつ、市町や森林組合に経営を委託し、長期的な森林管理を行うことが必要です。
- ・ 県民の主体的な参画による森林の利用や保全管理が進むよう、地域ぐるみによる活動場所の提供や参加等に協力することが求められます。

(3) 関係業界・団体

- ・林業・木材産業の関係者は、森林組合等の林業事業体をはじめ、種苗生産、製材加工、流通、建築など多岐に渡っており、業界関係者が連携して県産材の安定供給体制の構築を図ることなど、それぞれの取引を担う各分野で、役割を担っています。
- ・新たな雇用を確保し、後継者を育成することが求められます。

(4) 県民・NPO・企業等

- ・ボランティア活動等を通じた直接的な森林づくり活動や消費者として県産材を利用することなどの役割を担っています。
- ・企業においては、事業活動に県産材を活用するとともに、森林づくりパートナーとして積極的に参画する、また、森林管理により創出された二酸化炭素吸収量のクレジットを自社で発生した二酸化炭素の量と相殺する「カーボン・オフセット」の取組などを通じて、地域の森林づくりに貢献することが求められます。

(5) 大学、研究機関

- ・研究成果等を県民等に提供し、県民や行政と連携した適切な森林の保全や利用を促進する役割等が期待されます。

《参考資料》

滋賀県森林審議会審議経過、委員名簿

〔滋賀県森林審議会における審議〕

令和元年 7月 2日	滋賀県の森林・林業を取り巻く新たな課題について 琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）の成果と課題について
令和元年 9月 11日	琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）策定の諮問、方向性の検討
令和元年10月 21日	琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）骨子案の検討
令和元年12月 18日	琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）素案の検討
令和2年 2月 19日	琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）素案（修正）の検討
令和2年 5月 18日	琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）答申案の検討（書面開催）
令和2年 6月 30日	琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）答申

※審議会における議論の詳細については滋賀県ホームページで公開しています。

滋賀県森林審議会委員名簿（50音順） 任期：令和元年12月1日～令和3年11月30日

氏 名	現 職 名・所 属 等
石谷 八郎（いしたに はちろう）	滋賀県森林組合連合会 代表理事会長 滋賀北部森林組合 代表理事組合長
伊藤 利恵（いとう りえ）	公募
岩永 裕貴（いわなが ひろき）	滋賀県林業協会 理事 甲賀市長
梅本 健一（うめもと けんいち）	滋賀県認定青年林業士
小川 慈（おがわ めぐみ）	（公社）滋賀県建築士会 女性委員会 副委員長
金子 晃（かねこ あきら）	公募
北村 美代子（きたむら みよこ）	滋賀県林業研究グループ連絡協議会 女性部副部長
熊川 忠（くまがわ ただし）	滋賀県木材協会 副会長 株式会社滋賀原木 専務取締役
栗山 浩一（くりやま こういち）	国立大学法人京都大学 教授
小杉 緑子（こすぎ よしこ）	国立大学法人京都大学 教授
鷗鷯 真知子（ささき まちこ）	株式会社平和堂 CSR推進室長
田邊 由喜男（たなべ ゆきお）	森杜産業株式会社代表取締役社長
長島 啓子（ながしま けいこ）	京都府公立大学法人京都府立大学 准教授
山崎 準（やまさき ひとし）	滋賀森林管理署長
八代田 千鶴（やよた ちづる）	森林総合研究所関西支所 生物多様性研究グループ 主任研究員

諮問

滋 森 政 第 8 4 2 号
令和元年(2019年)9月11日

滋賀県森林審議会
会長 栗山 浩一 様

滋賀県知事 三日月 大造

琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の策定について(諮問)

このことについて、貴審議会の意見を聴きたいので、琵琶湖森林づくり条例(平成16年3月29日滋賀県条例第2号)第9条第4項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

(別紙)

先に諮問した条例の改正を踏まえ、改正条例に即した基本計画を策定する必要があります。

また、現基本計画は、令和2年度に計画期間の終期を迎えることから、これまでの成果や課題を踏まえ、新たな基本計画(第2期)を策定することとし、引き続き、琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりに取り組みたいと考えています。

第2期基本計画では、森林の将来の姿としてのビジョンを示し、目指す姿やその実現のために必要な施策を盛り込むこととし、加えて、人工林資源の高齢化の進行や、頻発する気象災害による風倒木被害等の増加、農山村の活性化など、新たに顕在化する課題に積極的に対応していく必要があります。

こうしたことから、条例第9条第4項の規定に基づき、「琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の策定」について、専門的な審議をしていただきたく諮問します。

答申

滋 森 審 第 8 号
令和2年(2020年)6月30日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県森林審議会
会長 栗山 浩一

琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の策定について(答申)

令和元年(2019年)9月11日付け滋森政第842号で貴職から諮問のあった「琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の策定」について、別添のとおり答申します。

《参考資料》

滋賀県森林審議会審議経過、委員名簿

〔滋賀県森林審議会における審議〕

令和4年12月16日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の見直しについて諮問
 令和5年2月7日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の見直しの方向性の検討
 令和5年4月21日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の見直し骨子案の検討
 令和5年5月23日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の見直し素案の検討
 令和5年7月21日 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の見直しの答申

※審議会における議論の詳細については滋賀県ホームページで公開しています。

滋賀県森林審議会委員名簿（50音順） 任期：令和3年12月1日～令和5年11月30日

氏 名	現 職 名・所 属 等
石谷 八郎（いしたに はちろう）	滋賀県森林組合連合会 代表理事会長 滋賀北部森林組合 代表理事組合長
元山 英樹（もとやま ひでき）	滋賀森林管理署長
梅本 健一（うめもと けんいち）	滋賀県認定青年林業士
小川 慈（おがわ めぐみ）	（公社）滋賀県建築士会 女性委員会 副委員長
熊川 忠（くまがわ ただし）	滋賀県木材協会 副会長 株式会社滋賀原木 専務取締役
久保 久良（くぼ ひさよし）	滋賀県林業協会 会長 多賀町長
小杉 緑子（こすぎ よしこ）	国立大学法人京都大学 教授
鷗鷯 真知子（ささき まちこ）	株式会社平和堂 サステナビリティ推進室長
坂田 徳一（さかた とくいち）	公募
田邊 由喜男（たなべ ゆきお）	森杜産業株式会社代表取締役社長
中谷 加奈（なかにに かな）	国立大学法人京都大学 助教
土田 秀美（つちだ ひでみ）	滋賀県林業研究グループ連絡協議会 女性部副部長
長谷川 尚史（はせがわ ひさし）	国立大学法人京都大学 准教授
松居 琴子（まつい ことこ）	公募
八代田 千鶴（やよた ちづる）	森林総合研究所関西支所 生物多様性研究グループ 主任研究員

諮問

滋 森 政 第 8 6 9 号
令和 4 年 (2022 年) 12 月 14 日

滋賀県森林審議会
会長 長谷川 尚史 様

滋賀県知事 三日月 大造

琵琶湖森林づくり基本計画（第 2 期）の見直しについて（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を聴きたいので、琵琶湖森林づくり条例（平成 16 年条例第 2 号）条例第 9 条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

答申

滋 森 審 第 1 1 号
令和 5 年 (2023 年) 7 月 21 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県森林審議会
会長 長谷川 尚史

琵琶湖森林づくり基本計画（第 2 期）の見直しについて（答申）

令和 4 年 12 月 16 日付け滋森政第 869 号で貴職から諮問のあった「琵琶湖森林づくり基本計画（第 2 期）の見直し」について、別添のとおり答申します。

琵琶湖森林づくり条例

平成16年 3 月 29 日

滋賀県条例第 2 号

改正 平成16年10月25日条例第38号

平成27年 3 月 23 日 条例第28号

令和 2 年12月28日 条例第60号

琵琶湖森林づくり条例をここに公布する。

琵琶湖森林づくり条例

滋賀の森林は、県土のおよそ 2 分の 1 を占め、すぎ、ひのきなどの人工林、あかまつ、こなら、ぶななどの天然林が豊かに広がり、琵琶湖と一体となった滋賀独特の四季折々の風景をつくりだしている。

これらの森林は、生命の源である清らかな水をたくわえ、県土を保全して洪水などから私たちの暮らしを守るとともに、多様な動植物の生息または生育の場を提供するなど様々な役割を果たしてきた。

そして、これらの森林に取り囲まれ、豊かな水をたたえる琵琶湖から、私たちをはじめその下流域の人々も多く恩恵を受けてきた。その琵琶湖の水を育んでいるのは、周りを囲む山々の森林であり、琵琶湖の恵みはとりもなおさず緑豊かな森林からの恵みである。

まさに、滋賀の森林は、森、川、里、湖のつながりにおいて一体となった生態系、自然界の循環等に育まれた琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産である。

我が国では、戦後、国土の保全、拡大する木材需要等に対応するため、積極的にすぎ、ひのきなどの植林が行われてきたものの、生活様式の変化などによる薪炭から化石燃料への転換や高度経済成長期からの木材輸入の増加などにより、木材等の林産物の生産を通じて森林づくりを支えてきた林業が大きな打撃を受け、今日まで構造的な不振の状況にある。その結果、県内においても適切な手入れがされないまま放置されている森林が見られるようになってきた。このままでは琵琶湖の水源かん養はもとより、県土の保全や地球温暖化の防止などの森林の多面的機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが危惧される。

今こそ私たちは、利便性や効率性を追求するあまり忘れかけてきた森林を慈しむ心の大切さを再認識し、持続可能な社会の構築に寄与する森林の多面的機能を見つめ直す必要がある。ここに、私たちは、森林づくりに主体的に参画し、琵琶湖の下流域の人々とともに、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、琵琶湖森林づくり条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めて、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林を守り、または育てることをいう。
- (2) 森林の多面的機能 水源のかん養、県土の保全、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 県内に所在する森林の所有者（国および市町を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。

- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。
- 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。
- 4 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには森林と人との継続的な関わりが重要であることに鑑み、農山村の活性化のための取組と一体的に推進されなければならない。
- 5 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。
- 6 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める森林づくりについての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、森林づくりの推進に当たっては、市町および国と相互に連携を図るものとする。
- 3 県は、県内の森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、県の実施する森林づくりに関する施策について、当該下流域の人々の協力が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者の責務)

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林について、森林の多面的機能が確保されることを旨として、森林づくりに努めなければならない。

- 2 森林所有者は、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(森林組合の責務)

第6条 森林組合は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林づくりおよび森林資源の有効な利用の促進に積極的に取り組むとともに、県が実施する森林づくりに関

する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第7条 県民は、基本理念にのっとり、森林がもたらす恵みを享受していることを深く認識し、森林づくりに関する活動に積極的に参加するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に配慮するとともに、県が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

（基本計画）

第9条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画には、森林づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、森林所有者等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県森林審議会の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（環境に配慮した森林施業等の推進）

第10条 県は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、地域の自然的条件および社会的条件を踏まえ、環境に配慮した森林施業その他の当該地域の森林の発揮すべき機能に応じた適切な森林施業を計画的に推進するため、次項から第7項までに定める措置その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、県内の森林整備の現状に鑑み、間伐の推進を図ることが特に重要であることから、総合的かつ計画的な間伐対策を講ずるものとする。
- 3 県は、継続的な森林資源の利用のためには森林が適切に更新されることが重要であることから、適時に、かつ、適切な方法で、伐採ならびに伐採後の造林および保育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、風水害等による倒木の発生が県民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、倒木による被害を防止し、または軽減することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 県は、適切な森林施業が行われるためには森林の土地の境界の明確化が重要であることから、その境界の明確化が速やかに行われるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 6 県は、自ら適切な森林施業を行うことが困難である森林所有者が他の森林所有者との共同施業、森林組合に対する委託等により適切な森林施業を行うことができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 7 県は、鳥獣（鳥類または哺乳類に属する野生動物をいう。）による森林に係る被害に関し、ふるさ

と滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）に定めるもののほか、必要な措置を講ずるものとする。

（樹齢が特に高い樹木のある森林の保全）

第11条 県は、樹齢が特に高い樹木が相当数存在する森林が、多様な動植物の生息地および生育地であり、かつ、地域の人々の文化と密接に関わりのあるものであることに鑑み、滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）その他関係法令に定めるもののほか、当該森林を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

（水源のかん養機能の維持および増進）

第12条 県は、森林の有する水源のかん養機能が琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給について欠くことのできないものであることに鑑み、森林の有する水源のかん養機能の維持および増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（県民の主体的な参画の促進等）

第13条 県は、森林づくりに関し県民の主体的な参画を促進し、および琵琶湖等の下流域の人々の協力を得るため、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずることにより、森林の多面的機能についてこれらの者の理解を深めるとともに、これらの者またはこれらの者が組織する団体が行う森林づくりに関する活動に対して、必要な支援を行うものとする。

（里山の保全の推進）

第14条 県は、集落周辺にあつて、薪炭用材の採取等を通して維持もしくは管理がなされており、またはかつてなされていた森林（以下「里山」という。）の整備およびその多面的な利用を促進することにより里山の保全を図るため、里山の所有者および里山を整備し、または多面的に利用しようとする県民等が協働して行う活動に対して、必要な支援を行うものとする。

（流域における森林づくりに関する組織の整備の促進）

第15条 県は、流域における森林づくりを適切かつ効果的に推進するため、県、市町、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備に努めるものとする。

（びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間）

第16条 県民および琵琶湖等の下流域の人々が広く森林のもたらす恵みについての理解と関心を深め、森林づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間を設ける。

2 びわ湖水源のもりの日は10月1日とし、びわ湖水源のもりづくり月間は同月とする。

3 県は、びわ湖水源のもりの日およびびわ湖水源のもりづくり月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（農山村の活性化）

第17条 県は、森林と人との継続的な関わりにおいて重要な役割を有する農山村の活性化を図るため、地域資源の活用による都市と農山村の間の交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（県産材の利用の促進）

第18条 県は、自ら率先して県産材の利用に努めるとともに、その利用を促進するため、県産材に関する情報の提供および知識の普及、住宅、公共建築物等における県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県産材の利用の促進に当たっては、県産材が適切に供給されることが重要であることに鑑み、県産材の生産、加工および流通の合理化および高度化の促進その他の県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、県産材の利用の意義に関する県民の理解と関心を深めるため、木育（木材または木製品に触れることを通じて行う木材の特性、木材を利用する文化および県産材の利用に関する啓発活動をいう。）を推進するものとする。

4 県は、市町が実施する県産材の利用の促進に関する施策に関し、市町に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

（森林資源の有効な利用の促進）

第19条 県は、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の有効な利用を促進するため、森林資源の有効な利用に関する調査研究および技術開発の推進に必要な措置を講ずるものとする。

（森林所有者の意欲の高揚等）

第20条 県は、森林所有者の森林づくりに対する意欲の高揚を図るため、適切な森林整備に関する情報の提供、技術の指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、林業労働に従事する者の確保および育成を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（森林組合の活性化）

第21条 県は、森林組合が地域の特性に応じた森林の経営の中核的な担い手としての役割を果たすこととなるよう、組織体制の充実、人材の育成その他の森林組合の活性化のための取組に対して、必要な支援を行うものとする。

（森林環境学習の促進）

第22条 県は、森林づくりを支える人材を育成するため、森林内での体験活動の場の提供、情報の提供その他森林の多面的機能についての理解と関心を深めることとなる森林環境学習の促進に必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第23条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（森林づくりの状況等の公表）

第24条 知事は、毎年、森林づくりの状況および県の森林づくりに関する施策の実施状況を公表するものとする。

（規則への委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成16年条例第38号抄）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成16年規則第66号で平成17年1月1日から施行）

付 則（平成27年条例第28号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（令和2年条例第60号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

滋賀県県産材の利用の促進に関する条例

滋賀県県産材の利用の促進に関する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

滋賀県知事 三日月大造

私たち滋賀県民は、古くから琵琶湖とともに、その水源となる森林からの恵みを享受し、豊かな生活を営み、木材を利用する文化を育んできた。森林から得られる木材は、様々な工夫を凝らして建築物、日用品などの用途に応じた利用が行われてきた。

特に、古来の近江国は比叡山延暦寺をはじめとする自国の建築物だけでなく、京都や奈良などの都に近い立地を生かして近江国以外の宮殿や寺院の造営および維持のための木材の供給地にもなっていた。

しかしながら、近年、県産材を取り巻く環境は、外国産木材および鉄やプラスチック製品などの木材の代替品との競合により、非常に厳しいものとなっている。また、都市部への人口の流出により、農山村における人口の減少および高齢化が進展し、森林の管理やその基盤となる集落の維持が大きな課題となっている。

滋賀の森林は、琵琶湖の水源の涵養、地球温暖化の防止その他の多面的機能を有しており、健全で緑豊かな森林を未来に引き継ぐことは現代に生きる我々の責務である。

このため、素材としての木の良さを見直すとともに、戦後に植栽され本格的な利用期を迎えている人工林の伐採、県産材の供給体制の整備を図ることにより、県と民間が一体となって県産材の利用を促進することが急務となっている。また、林業および木材産業と他の産業との連携を図り、森林資源の価値の向上を図ることにより、森林所有者の森林の管理に対する意識を高めるとともに、農山村の活性化を図り、農山村における人口の減少に少しでも歯止めをかけることも必要である。

このような中、令和4年6月に本県で第72回全国植樹祭が開催され、木材を利用してきた滋賀の文化を再認識し、木材の利用に対する気運が高まっている。

ここに、私たちは、琵琶湖森林づくり条例および滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例と相まって、県産材の利用を促進することにより、私たちの暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、滋賀県県産材の利用の促進に関する条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、県産材の利用の促進について、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている林業および木材産業の持続的な発展を図るとともに、木材の利用に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産材 県内で生産された木材をいう。
- (2) 森林の多面的機能 琵琶湖森林づくり条例（平成 16 年滋賀県条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する森林の多面的機能をいう。
- (3) 森林所有者 琵琶湖森林づくり条例第 2 条第 3 号に規定する森林所有者をいう。
- (4) 林業事業者 造林、保育、伐採その他の森林における施業を行う事業者をいう。
- (5) 木材産業事業者 木材の加工または流通に関する事業を行う事業者をいう。
- (6) 関係事業者 林業事業者および木材産業事業者以外の事業者であって、木材の利用に関する事業を行うものをいう。

（基本理念）

第 3 条 県産材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 県産材の価値を高め、または新たな需要を開拓することにより、林業または木材産業に係る所得の増大につなげることその他の森林所有者、林業事業者および木材産業事業者（以下「森林所有者等」という。）が意欲と誇りを持って林業または木材産業を営むことができる環境を整備すること。
- (2) 森林の多面的機能が持続的に発揮されることが重要であることに鑑み、森林における造林、保育および伐採、木材の加工および利用ならびに森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われるよう配慮すること。
- (3) 前号の循環が森林の有する水源の涵養機能を維持し、および増進するとともに、森林の有する二酸化炭素の吸収作用を保全し、および強化することに鑑み、環境の保全に資するものとしての木材の利用の意義に対する県民の理解と関心を深めること。
- (4) 木材を利用する文化が県民の生活に深く浸透し、県民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、木材を利用する文化の継承を推進すること。
- (5) 国、県、市町、森林所有者等、関係事業者および県民の適切な役割分担および連携が確保されること。
- (6) 森林所有者等の自主的かつ主体的な取組が尊重されること。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、および計画的に実施するものとする。

- 2 県は、県産材の利用の促進に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町、森林所有者等、関係事業者との連携に努めるとともに、市町、森林所有者等、関係事業者、県民に対し必要な情報の提供、助言および支援を行うものとする。

（森林所有者の役割）

第 5 条 森林所有者は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、県産材の利用の促進に関する取組を主体的に行うよう努めるものとする。

（林業事業者の責務）

第6条 林業事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するとともに、地域における森林の経営の中核的な担い手として、県産材を安定的に供給しなければならない。

（木材産業事業者の責務）

第7条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するとともに、県産材の供給の重要な担い手として、県産材を安定的に供給するとともに、県産材の利用を促進しなければならない。

（関係事業者の役割）

第8条 関係事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動において、県産材の積極的な利用に努めるものとする。

（県民の役割）

第9条 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるとともに、日常生活において、県産材の積極的な利用に努めるものとする。

（基本計画）

第10条 知事は、県産材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）県産材の利用の促進に関する施策の基本的な考え方

（2）県産材の利用の促進に関する具体的な施策

（3）県産材の利用の促進に関する目標

（4）前3号に掲げるもののほか、県産材の利用の促進を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、森林所有者等および県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

（県産材の安定供給の促進）

第11条 県は、県産材の安定供給の促進を図るため、伐採および伐採後の造林の計画的な実施の支援、性能が優れている林業機械の導入の促進、森林の施業の集約化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県産材の加工および流通の体制の整備）

第 12 条 県は、県産材の加工および流通の体制の整備を図るため、必要な施設の整備、木材の加工に係る生産性および木材の品質の向上のための取組への支援、木材の流通の円滑化のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、温室効果ガス（滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例（令和4年滋賀県条例第7号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出量の削減について適切な配慮をするものとする。

（県の県産材の利用）

第 13 条 県は、公共建築物（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第2項に規定する公共建築物をいう。以下この項において同じ。）の整備に当たっては、県産材を利用するものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定により木材を利用して公共建築物を整備することが困難であると認められる場合その他特別の事由がある場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、県は、県産材の利用を促進するため、自ら率先して県産材の利用に努めるものとする。

（建築物における県産材の利用の促進）

第 14 条 県は、建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この条および第18条第2項において同じ。）における県産材の利用を促進するため、木造の建築物の設計および施工に係る先進的な技術の普及の促進、建築物の新築または増築、改築、修繕もしくは模様替における県産材の利用に対する支援、市場に関する調査研究および情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（木質バイオマスの有効利用）

第 15 条 県は、県内の木の伐採または間伐により発生する未利用の木質バイオマス（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第23条に規定する木質バイオマスをいう。以下この条において同じ。）を有効に利用するため、農業、観光業その他の産業における木質バイオマスのエネルギー源としての利用の促進、技術等の研究および開発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（森林所有者等による事業の多角化および高度化等への支援）

第 16 条 県は、県産材または森林資源を利用した新たな事業の創出等によりこれらの価値を高め、またはこれらの新たな価値を生み出すことが森林所有者等の所得の確保を通じて持続的な森林の施業を可能とすることに鑑み、森林所有者等が必要に応じて森林所有者等以外の者の協力を得て主体的に行う県産材または森林資源を利用した事業の多角化および高度化その他の取組への支援、これらの者の交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（新製品等の研究開発の促進）

第 17 条 県は、県産材に係る新製品および新技術の研究および開発の促進を図るため、森林所有者等、国、県および市町の関係機関ならびに大学その他の研究機関の連携の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の確保および育成）

第 18 条 県は、林業または木材産業を担うべき人材の確保および育成を図るため、新たに林業または木材産業に就業しようとする者に対する就業に関する相談等の援助、新たに林業または木材産業に就業した者の就業の継続のための支援、研修の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、木造の建築物の設計および施工に関する知識および技能を有する者、木材を利用する文化の継承を推進する者その他の県産材の利用の促進に寄与する人材の確保および育成を図るため、技術の普及指導、研修の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県民の理解および関心の増進ならびに社会的気運の醸成）

第 19 条 県は、県産材の利用の意義に対する県民の理解と関心を深めるとともに、県産材の利用に主体的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう、木材を利用する文化を伝承する活動に対する支援、県産材および県産材を利用した木製品との触れ合いの場および機会の提供、広報活動の充実、県産材の利用に関する情報および意見を交換する機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第 20 条 県は、県産材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

用語解説

【あ】行	
I C T	Information and Communication Technology の略。日本語では一般に「情報通信技術」と訳される。林業分野では、航空レーザ計測による詳細な森林情報（立木、地形情報）の把握、クラウドによる資源、生産及び需要情報の共有など、I C Tを活用したスマート林業の取組が実践されている。
【か】行	
カーボン・オフセット	日常生活や企業等の活動で発生する CO2（＝カーボン）を、森林による吸収や省エネ設備への更新により創出された他の場所での削減分で埋め合わせ（オフセット）する取組。国が温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして認証する制度として、「J-クレジット制度」がある。
架線集材	森林の空中にワイヤーロープを張り巡らし、伐採した材木を林道端などに運搬、収集する手法。
下層植生	森林において、上木に対する下木（低木）および草本類からなる植物集団のまとまりのこと。
間伐	成長して混み合った立木の一部を抜き伐りすること。立木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採をいう。間伐した材を間伐材という。
高性能林業機械	従来のチェンソーや集材機等に比べ、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。主な高性能林業機械として、フェラーバンチャ、スキッド、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダなどがある。
県産材	自県の森林から産出された木材。
航空レーザ計測	航空機に搭載したレーザ測距装置を使用して、地表を水平方向の座標、高さの三次元で計測する方法。森林・林業分野では、森林資源や地形、境界情報などをデジタル化し整備、管理することに用いられている。
【さ】行	
再造林	人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。
里山（里山林）	人里近くに広がり、古くから、薪にするための木を伐り出したり、水田や畑の肥料とするための下草・落ち葉を取るために頻繁に手が入られるなど、人々の生活と深い関わり合いをもっていた森林。生活様式の変化に伴い放置され、植生の遷移や竹林の拡大など生態系が変化している。
サプライチェーン	製品の原材料調達から、製造、販売、消費等の一連の流れのこと。供給連鎖ともいう。
山地災害危険地区	山崩れ、地すべり、土石流が発生した場合、人家や公共施設に被害が及ぶ恐れが高い地区について調査し、地形や地質などからその危険度が一定以上と判断された地区。

C L T (直交集成板)	「Cross Laminated Timber」の略。一定の寸法に加工されたひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。
C材、D材	明確な定義や基準はないが、木造住宅の柱等に利用される通直な原木をA材、集成材やベニヤ等利用されるやや曲がりのある原木をB材、主にチップに利用される枝条・曲がり材をC材、小径木、根元、梢端部など主にバイオマス利用される端材をD材と言われる。
J A S 製品	日本農林規格等に関する法律（J A S 法）に基づく「日本農林規格」（J A S）に適合した製品。木材の品質について、製材、集成材、合板、フローリング、C L T、接着重ね材、接着合せ材等の品目について、規格が定められている。
J-クレジット	温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして、国が認証する制度。農林水産省、経済産業省および環境省が平成 25(2013)年から運営している。クレジットを購入する者は、入手したクレジットを地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく報告や、カーボン・オフセット等に利用することができる。
滋賀県森林審議会	森林法に基づいて設置された県の付属機関。森林法その他法令による事項の処理や、森林法の施行に関する重要事項など、本県の森林・林業の重要事項について審議する必要があるときに、知事の諮問に応じて開かれる。
資源の循環利用	森林・林業、木材産業の分野においては、木材利用と森林整備を推進することで、「大気→森林→木材（リサイクル、多段階利用により繰り返し利用）→大気」という炭素の循環を不断に機能させながら環境への負荷を最小化していく取組をいう。
自伐型林業	森林所有者や地域の住民が、所有（管理）する山林を自ら整備する林業。
除伐	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を切り払う作業、一般に、下刈りを終了してから植栽木の枝葉が茂り互いに接し合う状態になるまでの間、数回行われる。
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林。単純林の対語。
人工林	人工造林（苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等による人為的な森林づくりの方法）によって造成された森林。
薪炭林	薪および木炭の原材料となる木材の生産を目的とする森林。
森林環境学習「やまのこ」事業	森林をはじめとする環境に理解を深めるとともに、人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、県内の小学校 4 年生を対象に、森林体験交流施設やその周辺の森林を使った体験型の学習を展開する事業。
森林環境税、森林環境譲与税	「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（平成 31 年法律第 3 号）により、「森林環境税」（令和 6 年から課税）および「森林環境譲与税」（令和元年度から譲与）が創設された。平成 30 年 5 月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みのもとにおける温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を確保する観点から創設されたもの。森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木

	材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に、また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされている。
森林組合	森林所有者の経済的社会的地位の向上ならびに森林の保続培養および森林生産力の増進を図ることを目的として森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合。
森林組合改革プラン基本方針	森林組合が地域での森林整備の担い手としての役割を果たしながら、経営を持続的に発展させていくために、平成 15 年 3 月に滋賀県森林組合連合会が策定した基本方針。森林組合個々の経営改善に留まらず、県域での組織・事業再編を行うこととされている。
森林経営管理制度	「森林経営管理法」(平成 30 年法律第 35 号)に基づき、経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と「林業経営者」をつなぐ仕組みを構築し、林業経営に適した森林の経営管理を林業経営者に集積・集約化するとともに、林業経営に適さない森林については、市町村が自ら経営管理を行っていくこと等を内容とする制度。
森林経営計画	森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業および保護について作成する 5 年を 1 期とする計画。
森林経営プランナー	森林施業プランナーと連携し、個々の施業団地に適した作業システムの選択や、個々の作業班は事業者との連携を図り、森林・木材の価値を最大化して循環型林業を行う技術者。
森林作業道	道路幅が 2 ～ 3 m 程度で主として林業機械の通行が可能な道。
森林資源	天然資源の 1 つで、木材や樹木の枝葉、竹、キノコなどの物質だけでなく、森林空間も含めたもの。森林は、地下資源のように絶対量のある採掘資源ではなく、造成による再生産可能な資源。
森林施業	森林を造成、維持するための造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為であり、適切に組み合わせて、目的に応じた森林の取扱いをすること。
森林施業プランナー	複数の所有者の森林を取りまとめて、路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施する取組(施業の集約化)を推進する際に、施業提案書を作成し、森林所有者に提示して合意形成できる技術者。
森林総合監理士(フォレストー)	森林・林業に関する専門的かつ高度な知識および技術ならびに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、「市町村森林整備計画」の策定等の市町村行政を技術的に支援し、施業集約化を担う「森林施業プランナー」等に対し指導・助言を行う人材のこと。林野庁が平成 26 年度から登録・公開を行っている。
森林ボランティア	森林所有者に代わり、維持管理できなくなった森林の下刈りや間伐などを行うボランティア。
水源林保全巡視員	水源林を永続的に保全していくために、巡視を行うことで防災や獣害をはじめ

	とする様々な森林保全上の問題を一元的に把握する地域の森林に精通した巡視員。
生息環境管理対策	野生獣の餌場、隠れ場所となっている里山林を整備し、緩衝帯を設置するなど野生鳥獣の生息環境を管理して、農林業被害を防止する対策。
生物多様性	いろいろな場所にさまざまな特徴を持った生物が生息・生育している状態を指す言葉。一般に「生態系の多様性」「種の多様性（種間の多様性）」「遺伝子の多様性（種内の多様性）」の3つの階層で認識されている。
施業の集約化	林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に施業を行うよりも効率的でコストダウンを図ることが可能。
造林公社	森林所有者が森林整備を自ら行うことが困難な地域等において、収穫時に収益を分け合う分収林方式により整備することを目的として設置された法人で、滋賀県には一般社団法人滋賀県造林公社があり、昭和40年から平成元年までに約2万ヘクタールの森林を整備し、管理している。
【た】行	
地域森林計画	森林法に基づき、「全国森林計画」に即し、都道府県知事が立てる計画。地域の特性を踏まえながら森林の整備および保全の目標ならびに森林の区域（ゾーニング）および伐採等の施業方法の考え方等を提示している。
治山	荒廃山地などの復旧や森林の維持・造成を通して水源の涵養と土砂流出の防止を進め、国土の保全及び水資源の確保を図ること。公共事業として林野庁や都道府県が森林法に基づき治山事業を行っている。
天然林	自然の力によって発芽、成立した森林。発芽後に手入れを行った場合でも天然林という。
特用林産物	木材を除く森林原野を起源とする生産物の総称。食用のきのこ類、樹実類や山菜類等、漆や木ろう等の伝統工芸品の原材料、竹材、桐材、木炭等が含まれる。
【な】行	
日本農業遺産	日本国内で重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を農林水産大臣が認定する制度。平成30年度に滋賀県琵琶湖地域「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」が認定されている。
【は】行	
バイオマス	元来、生物学の用語であり「生物量」、「生物体量」、「現存量」と訳される。しかし、バイオマスという用語は1970年代を機に生態学的な意味合いをこえ、生物起源の物質からなる食料、資材あるいは燃料を意味する言葉としてとらえられている。
伐採と造林の一貫作業システム	集材に使用する林業機械を用いるなどして、伐採と並行または連続して一体的に地拵えや植栽を行う作業システム。伐採・搬出用のグラップル等の機械を用いて地拵えを実施、丸太運搬用のフォワード等の機械で苗木を運搬し植栽することで、地拵えと苗木運搬の省力化を図り、作業コストを削減する。

搬出間伐	間伐材を林内から搬出し、利用する間伐。
被害防除対策	苗木保護のための忌避剤散布や植栽地保護のための防護柵の設置などニホンジカ等による森林被害を防ぐために講じる対策。
びわ湖材	合法性が確認できる滋賀県内の森林から伐採された原木と、その原木を加工した製材品等の木材で、「びわ湖材産地証明制度要綱」に基づき認証されたもの。
複層林	数回に分けて植林し、年齢の違う木が育つ森林。
保安林	私たちの暮らしを守るために、特に重要な役割を果たしている森林で、水源の涵養・土砂災害の防止・生活環境の保全など特定の目的をもって森林法に基づき指定する森林。
【ま】行	
緑の雇用事業	林業経営体に採用された人に対し、講習や研修を行うことでキャリアアップを支援する国の事業。
民有林	国有林以外の森林。県・市町村・財産区等が所有する公有林と、個人・企業・団体等が所有する私有林に区分される。
木育	子どもから大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて木への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動。
木質バイオマス	樹木に由来するバイオマスのこと。樹木の木部、樹皮、葉などで、林地に残された材や製材工場の残材、建築解体材も含む。
【ら】行	
流域	通例は河川の流れの範囲をいうが、ここでは、森林の諸機能が発揮される場とし、森林の整備・林業生産等を推進する上での合理的な地域の範囲と定義する。
流域治水	国、県、市町、企業、住民等のあらゆる関係者により、流域全体でおこなう治水のこと。
林業遺産	日本各地の林業発展の歴史を、将来に渡って記憶・記録していくための試みとして、体系的な技術、特徴的な道具類、古文書等の資料群を対象に、一般社団法人日本森林学会が認定するもの。
林業専用道	幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐作業をはじめとする森林施業の用に供する道をいい、普通自動車（10t 積み程度トラック）や大型ホイールタイプフォワードの輸送能力の規格・構造を有するものをいう。
林業労働力確保支援センター	「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき都道府県知事が指定する組織。事業主が行う雇用管理の改善や事業の合理化ならびに新たに林業に就業しようとする者の就業の支援等を行っている。
林産物	林野から生産または採取される産物。木材の他に薪や木炭、しいたけなどのきのこ類、樹液採取（うるし）などの特用林産物などがある。
林道	木材などの林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材を運搬するために森林内に開設された道路の総称。一般には、適正な林道の整備を図ることを目的として、林道の構造等の基本的な事項を定めた「林道規程」の基準を満たしてい

	る自動車道を指す。
齢級	森林の林齢を5か年でひとくくりにしたもの。例えば、林齢1～5年生までは1齢級、6～10年までは2齢級となる。
6次産業化	ここでは、1次産業としての林業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組をいう。
路網整備	森林施業をスムーズに行い、木材の搬出を容易にするために、適切な配置を考えて林道や森林作業道を開設すること。
【わ】行	
ワーケーション	テレワークを活用し、普段の職場から離れ、リゾート地等の環境の良い地方で仕事を行う働き方。仕事を続けたまま、休息や自己研鑽を実現できる可能性があり、企業側にとっては生産性向上、また受入地域側にとっては地域活性化につながると期待されている。